

# 中核市移行に関する 検討調査報告書

平成 28 年 3 月

寝屋川市

# 目次

1	本報告書の目的	1
2	中核市制度の概要	2
	（1）中核市制度の趣旨	
	（2）中核市指定要件の変遷等	
	（3）中核市の権能等	
3	中核市移行により移譲される事務	8
4	組織・職員体制等の整備	10
	（1）新たに必要となる職員（職員数・職種等）	
	（2）人材の確保と育成	
	（3）その他	
5	財政への影響	14
	（1）歳入における影響	
	（2）歳出における影響	
	（3）本市における財政への影響	
6	中核市移行による影響（効果と課題）	21
	（1）中核市移行における効果	
	（2）中核市移行における課題	
7	中核市移行スケジュール（案）等	26

巻末資料

# 1 本報告書の目的

本市では、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体が担うとする地方分権改革の趣旨の下、自己決定・自己責任による自治経営が重要であるとの観点に立ち、平成13年4月には特例市となるなど、事務の移譲に積極的に取り組み、独自のまちづくりの推進や市民の利便性の向上を図り、地方公共団体として自主性、自立性を高めながら、特色あるまちづくりを推進してきました。

今般、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、平成25年6月の第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、平成26年5月に特例市制度を廃止するとともに、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」への緩和等を内容とする、地方自治法の一部改正が行われたことにより（平成27年4月1日施行）、本市も中核市の指定要件を満たすこととなりました。

中核市に移行すれば、権能が強化され、住民に身近なところで、きめ細かな行政サービスの提供と、独自のまちづくりを展開しやすくなりますが、移譲される多くの事務を執行する体制の確保が不可欠であります。また、中核市移行による財政への影響についても、考慮する必要があります。

本報告書は、これらのことを踏まえ、中核市の指定要件を満たすこととなった本市としても、中核市移行について検討する必要があると考え、中核市移行による影響、移行により移譲される事務、組織・職員体制の確保、財政への影響等について調査・研究を行い、移行に当たっての課題等を報告書として整理したものです。

## 2 中核市制度の概要

### (1) 中核市制度の趣旨

全国には、人口が1,000未満の村から100万を超える大都市まで1,718の市町村（平成27年4月時点）がありますが、指定都市以外の市は、以前はほぼ同じような権能となっていました。

そこで、指定都市以外で、人口規模や行政能力が比較的大きい都市の権能を強化し、できる限り市民の身近なところで行政サービスを提供できるようにするため、地方分権の方策として、平成7年の改正地方自治法の施行により「中核市制度」が創設されました。

#### ■ 中核市一覧（平成27年4月1日現在：45市）

移行年月	市名
平成8年4月	宇都宮市、富山市、金沢市、岐阜市、姫路市、鹿児島市
平成9年4月	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市
平成10年4月	豊田市、福山市、高知市、宮崎市
平成11年4月	いわき市、長野市、豊橋市、高松市
平成12年4月	旭川市、松山市
平成13年4月	横須賀市
平成14年4月	奈良市、倉敷市
平成15年4月	川越市、船橋市、岡崎市、高槻市
平成17年4月	東大阪市
平成17年10月	函館市、下関市
平成18年10月	青森市
平成20年4月	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
平成21年4月	前橋市、大津市、尼崎市
平成23年4月	高崎市
平成24年4月	豊中市
平成25年4月	那覇市
平成26年4月	枚方市
平成27年4月	越谷市、八王子市

## (2) 中核市指定要件の変遷等

### ① 中核市指定要件の変遷

制度創設当初は、中核市要件として「人口」「面積」「昼夜間人口比率」の3つの要件がありましたが、順次緩和され、現在は「人口」のみが要件となっています。

平成26年5月の「地方自治法の一部を改正する法律」の成立により、平成27年4月からは特例市制度が廃止され、中核市の人口要件が従来の「人口30万以上」から「人口20万以上」に引き下げられました。それに伴い、本市も中核市の指定要件を満たすこととなりました。

なお、平成27年4月1日時点で特例市であった市（施行時特例市）は、経過措置として、平成32年3月31日までは人口が20万未満であっても、中核市の指定を受けることができます。

### ■ 中核市指定要件の変遷

年	人口	面積	昼夜間人口比率 <sup>※1</sup>
平成7年 (中核市制度創設)	30万以上	100 km <sup>2</sup> 以上	100超 <sup>※2</sup>
平成11年	〃	〃	廃止
平成14年	〃	100 km <sup>2</sup> 以上 <sup>※2</sup>	
平成18年	〃	廃止	
平成27年	20万以上		

※1 昼夜間人口比率：(昼間人口÷夜間人口)×100

※2 人口50万未満の場合のみ。

■ 中核市移行表明市（平成 28 年 1 月 1 日現在）

市名	人口	市名	人口
八戸市	231,379	岸和田市	194,862
山形市	252,453	吹田市	374,526
福島市	294,378	八尾市	268,562
水戸市	270,823	明石市	293,509
川口市	578,245	鳥取市	193,766
茅ヶ崎市	239,424	松江市	206,407
厚木市	225,503	呉市*	228,635
福井市	266,002	徳島市	258,602
甲府市	193,123	佐世保市*	255,648
四日市市	311,089		

移行表明の基準は、各市ホームページにおける移行表明の記載の有無による。

平成 27 年国勢調査人口速報集計（平成 28 年 2 月 26 日）による。

※ 平成 28 年 4 月移行予定

## ② 大阪府内自治体の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在、大阪府内では、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市の 4 市が中核市となっています。

また、現在、大阪府内では、本市と、岸和田市、吹田市、八尾市、茨木市の 5 市が中核市の指定要件を満たしており、本市を除く各市の中核市への移行表明状況は以下のとおりです。

### ■大阪府内自治体における中核市移行表明状況等

(平成 28 年 1 月 1 日現在)

市名	人口	移行表明時期	移行予定時期
岸和田市	194,862	平成 27 年 3 月	平成 30 年 4 月
八尾市	268,562	平成 27 年 6 月	平成 30 年 4 月
吹田市	374,526	平成 27 年 7 月	平成 31 年 4 月
茨木市	280,170	未表明	
寝屋川市	237,814	未表明	

移行表明の基準は、各市ホームページにおける移行表明の記載の有無による。

平成 27 年国勢調査人口速報集計（平成 28 年 2 月 26 日）による。

中核市の指定要件を満たす市のうち、人口 20 万未満となっている岸和田市を始め、八尾市、吹田市の 3 市は、既に中核市への移行を表明し、中核市移行に向けた準備を進めており、現在、本市と茨木市のみが、中核市への移行を表明していない状況となっています。

### (3) 中核市の権能等

---

中核市の権能等については、市町村の規模能力等に応じた事務配分を進めていくことが、基礎的な行政に責任を持つ市町村の機能を一層充実させていく上で望ましいとの観点から、「中核市は、(略)指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項)」と定められています。

また、中核市には、外部監査制度のうち「包括外部監査制度」の導入が義務付けられます。



■ 地方公共団体が処理する主な事務（平成 27 年 4 月 1 日現在）

道 府 県	保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	治安・安全・ 防災
	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者（一部）の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者、更生相談所、更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校、市町村（指定都市を除く）立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の 1 級河川、2 級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察（犯罪捜査、運転免許等）</li> </ul>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員負担免除、給与の決定</li> <li>小中学校学級編制、教職員の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地の下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の 1 級河川（一部）、2 級河川（一部）の管理</li> </ul>	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公営衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養老ホームの設置認可</li> <li>監督サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員負担免除の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、処理施設の設置許可</li> <li>ばい煙の発生施設の設置受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き住宅事業者向け登録</li> </ul>	
施行時特例市				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん施設の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する施設の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域又は市街化開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期の予防接種の実施に係る健康診断、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置</li> <li>生活保護及び福祉（市及び町村が事務を処理する）</li> <li>養老ホームの設置</li> <li>障害者自立支援給付事業</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置</li> <li>幼稚園の設置</li> <li>児童福祉施設の設置</li> <li>教員負担免除の勤務の認定</li> <li>職員給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理の収集や振る舞いの規制（市）</li> <li>騒音、臭を規制する設定（市）</li> <li>動機指導の（市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>都市計画決定（上下水道等関係）</li> <li>都市計画決定（上下水道等以外）</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動</li> <li>災害の予防・警戒・防除等（その他）</li> <li>戸籍・住基</li> </ul>

特別区

### 3 中核市移行により移譲される事務

中核市移行により、移譲される事務は、大きく、民生、保健衛生、環境、都市計画・建設、文教、その他分野に区分されます。

移譲が見込まれる主な事務及び移譲必要条項数は以下のとおりです。

分野	事務区分※ <sup>1</sup>	移譲事務条項数 (a)	既移譲済事務及び 条項数※ <sup>2</sup> (b)	新たに移譲される 主な事務及び 移譲必要条項数 (a)-(b)
民生	法律・政令	313	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付</li> <li>・老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の定数の決定※<sup>3</sup></li> <li>・母子父子寡婦福祉資金の貸付※<sup>3</sup></li> <li>・生活保護指定医療機関の指定</li> </ul>
	補助要綱関連	96		
	大阪府単独事業	10		
	小計	419		
保健衛生	法律・政令	658	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護推進員の委嘱</li> <li>・浄化槽法事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の設置</li> <li>・感染症の予防</li> <li>・狂犬病にかかった犬等の捕獲</li> <li>・飲食店などの営業許可</li> </ul>
	補助要綱関連	149		
	大阪府単独事業	31		
	小計	838		
環境	法律・政令	189		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> <li>・産業廃棄物処理施設設置の許可</li> <li>・ダイオキシン特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>
	補助要綱関連	8		
	大阪府単独事業	25		
	小計	222		
都市計画 ・ 建設	法律・政令	219	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観行政団体事務</li> <li>・屋外広告物法事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請の受理</li> </ul>
	補助要綱関連	0		
	大阪府単独事業	0		
	小計	219		
文教	法律・政令	8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財の保存のための調査</li> <li>・府費負担教職員の研修</li> </ul>
	補助要綱関連	1		
	大阪府単独事業	0		
	小計	9		
その他	法律・政令	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法施行令事務</li> </ul>	
	補助要綱関連	0		
	大阪府単独事業	0		
	小計	3		
合計	法律・政令	1,390		
	補助要綱関連	254		
	大阪府単独事業	66		
	合計	1,710		

- ※1 事務区分については、以下のとおりです。  
法律・政令：法律・政令に基づき実施される事務を言います（法定移譲事務）。  
補助要綱関連：法定移譲事務の根拠となる法律・政令に基づき定められた、大阪府の条例、規則、要綱等に基づき実施される事務を言います。  
府単独事業：大阪府が独自に実施している事務のうち、法定移譲事務に密接に関連しているものとして、市が実施することになる事務を言います。
- ※2 既移譲済事務及び条項数には、平成28年度から移譲を受ける予定の事務も含まれています。
- ※3 本市で既に実施している事務と関連・付随する事務であり、移譲を受ける際の事務負担は一定程度軽減されることが想定されます。  
【例：民生委員法に基づく事務において、中核市移行に伴い民生委員の定数の決定など新たな事務を実施することになりますが、本市では既に関連事務として民生委員推薦会に関する事務や、民生委員・児童委員に関する事務を実施しています。また、同様に母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務において、中核市移行に伴い母子父子寡婦福祉資金の貸付事務を新たに実施することになりますが、本市では既に当該貸付事務の受付事務を実施しています。】

移譲事務条項数については、全体として約1,700条項あり、そのうち、約半数が保健衛生分野の事務（保健所事務）が占めています。

この移譲事務の中で、本市が既に移譲を受けている事務が約260条項あります。

なお、移譲事務条項数は、法律の改正等により、変更になることがあります。

《寝屋川市が既に移譲を受けている中核市権限の事務》〔主なもの〕

- ・ 認可外保育施設からの届出受理等
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 指定居宅サービス事業者の指定等
- ・ 浄化槽の設置に関する届出受理等
- ・ 終身建物賃貸借事業の認可等
- ・ 屋外広告物の許可事務等及び措置命令等の事務

## 4 組織・職員体制等の整備

### (1) 新たに必要となる職員（職員数・職種等）

先行市の人員配置状況を参考にし、本市における中核市事務の移譲受入状況、新たに移譲を受ける中核市事務と関連・付随する事務の実施状況及び人口規模の違いを勘案した上で、本市において、中核市移行に伴い新たに必要となる職員数は「38人」と見込まれます。分野別の内訳は下の表のとおりです。

#### ■新たに必要となる職員数 （単位：人）

分野・職種	職員数
民生	1
保健衛生 （医師、薬剤師、獣医師、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、一般職員等）	29
環境	7
都市計画・建設	0
文教	1
その他	0
合計	38

新たに必要となる職員のうち、保健衛生分野と環境分野においては専門職等が必要になると見込まれます。

保健衛生分野では、保健所事務において高い専門性が求められるため、必要な専門職として、医師、薬剤師、獣医師、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師等が見込まれます（法の規定により必ず置かなければならないとされる職：医師）。

また、環境分野では、大気汚染防止法に基づく事務等において高い専門性が求められるため、化学に関する専門的知識を有する職員が見込まれます。

さらに、新たに必要となる職員の確保について、業務量調査の結果をも踏まえ、職員の配置換等による対応、新たな職員の採用など、その手法について検討します。

## **(2) 人材の確保と育成**

---

保健衛生に関する事務（保健所事務）などの高い専門性が求められる事務において、中核市移行前には、本市職員を大阪府に派遣して移譲事務に関する専門的知識、実務技能の習得を行えるよう、中核市移行後には、大阪府から必要な職員の派遣を受けるなどし、事務が円滑に移譲されるよう、大阪府に協力を依頼し、専門職員の確保と職員の育成を計画的に行っていく必要があります。

## **(3) その他**

---

### **① 包括外部監査制度の導入**

包括外部監査は、都道府県、指定都市、中核市等が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成するため、一定の資格等を有する外部の専門家と、監査を受けること及び監査の結果に関する報告書の内容を受けることを内容とする契約を締結し、行うものです。

### **② 条例の整備**

中核市移行に伴い、新たな事務を実施するに当たり、基準、手続など必要な事項を定めた条例などの整備を行う必要があります。

■ 整備が必要と見込まれる主な条例

分野	条例の名称	区分
民生	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	制定
	社会福祉審議会条例	制定
	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	制定
	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	制定
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	制定
	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	制定
	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	制定
保健衛生	保健所設置条例	制定
	食品衛生法施行条例	制定
	興行場法施行条例	制定
	旅館業法施行条例	制定
	公衆浴場法施行条例	制定
	感染症診査協議会条例	制定
環境	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	改正
都市計画・建設	屋外広告物条例	改正
その他	手数料条例	改正
	外部監査契約に基づく監査に関する条例	制定

### ③ 審議会等の整備

中核市移行に伴い、新たな事務を実施するに当たり、有識者などで構成される審議会、協議会等の附属機関を設置する必要があります。

#### ■ 設置が必要と見込まれる主な附属機関及び根拠法令

附属機関の名称	根拠法令
保健所運営協議会	地域保健法第 11 条
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条各項
地方社会福祉審議会	社会福祉法第 7 条から第 13 条まで
小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第 19 条の 4
廃棄物処理施設専門委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 第 3 項及び同法施行規則第 12 条の 3

## 5 財政への影響

本市における財政への影響について、先行市における試算方法を参考に、中核市移行により財政への影響が生じる事務における試算を取りまとめました。

なお、以下の 14 ページ～20 ページに記載している影響額は、現時点における概算です。

### (1) 歳入における影響

#### ① 地方交付税における基準財政需要額の増加【歳入の増加】

中核市移行に伴う事務、経費の増加により、基準財政需要額が増加します。平成 27 年度交付税算定ベースで試算し比較したところ、約 9 億 9,900 万円の歳入の増加が見込まれました。

この増加分は基本的に地方交付税で措置されることとなりますが、恒久的に保障されたものでなく、国の施策等により大きく影響するものです。

#### ■本市の中核市移行に伴う基準財政需要額の増加額 (単位：千円)

算定項目	基準財政需要額の試算額 (平成 27 年度交付税算定ベース)		増加額
	現在	中核市移行後	
都市計画費	266,000	268,000	2,000
その他の土木費	412,000	414,000	2,000
その他の教育費	1,170,000	1,213,000	43,000
生活保護費	4,157,000	4,275,000	118,000
社会福祉費	4,653,000	4,824,000	171,000
保健衛生費	2,456,000	2,962,000	506,000
高齢者保健福祉費	3,286,000	3,441,000	155,000
地域振興費	1,075,000	1,077,000	2,000
合計	17,475,000	18,474,000	999,000



## ② 国庫支出金の増加【歳入の増加】

移譲事務に対して交付される国の補助金、負担金（母子父子寡婦福祉資金貸付、小児慢性特定疾患研究、感染症予防、特定不妊治療費助成等の事務に対して交付される国庫補助・負担金等）について、先行市を参考に試算したところ、約 1 億 5,300 万円の歳入の増加が見込まれました。

## ③ 府支出金の減少【歳入の減少】

中核市移行により、既に市で行っている事務に係る経費における国・府の負担割合が変更されるため、大阪府から交付がなくなる、又は減額となる補助金、交付金、負担金、委託金（平成 27 年度当初予算ベース）について、事務の所管課における試算を取りまとめたところ、約 3 億 2,000 万円の歳入の減少が見込まれました。

### ■ 国庫補助・負担金事業

（単位：千円）

分野	名称	減少額
民生	生活保護費等府費負担金	101,990
	在宅高齢者福祉対策補助金	2,480
	保育対策総合支援事業費補助金	1,380
	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	110
	重度障害者住宅改造助成補助	5,000
	入所施設措置費等（助産施設・母子生活支援施設）府費負担金	12,100
保健衛生	人口動態調査事務委託金	200
環境	公害防止事務費交付金	340
小計		123,600

■大阪府特例条例による移譲事務交付金

(単位：千円)

分野	名称	減少額
民生	障害者手帳交付事務費補助金	15,970
	児童福祉施設設置認可等事務費補助金	850
	認可外保育施設届出受理等事務費補助金	750
	母子寡婦福祉資金貸付金事務費補助金	20
	小規模特別養護老人ホーム設置認可事務費補助金	30
	老人デイサービスセンター等事務費補助金	30
	有料老人ホーム設置届出受理等事務費補助金	1,270
	老人福祉センター開始届出受理等事務費補助金	30
	指定居宅サービス事業者指定等事務費補助金	14,400
保健衛生	動物愛護推進員委嘱及び協議会設置等事務費補助金	270
	浄化槽設置届出受理等事務費補助金	450
都市計画 ・ 建設	農住組合設立認可等事務費補助金	0
	終身建物賃貸借事業認可等事務費補助金	30
	屋外広告物許可事務等事務費補助金	0
小計		34,100

■大阪府単独事業

(単位：千円)

分野	名称	減少額
民生	大阪府地域福祉・子育て支援交付金	132,440
	大阪府地域福祉・子育て支援交付金「子育て支援分野特別枠」	28,310
	身体障害者手帳診断料補助	1,300
	身体障害者手帳診断料事務費補助金	40
	民生委員協議会負担金	310
	民生委員推薦会負担金	40
保健衛生	所有者不明犬・猫等死体処理委託金	260
小計		162,700

府支出金の減少額 合計	320,400
-------------	---------

④ 手数料等の増加【歳入の増加】

手数料等（産業廃棄物事務、保健所事務に伴う手数料等）を徴収する移譲事務について、先行市を参考に試算したところ、約 2,900 万円の歳入の増加が見込まれました。

(2) 歳出における影響

① 事業費（人件費を除く。）の増加

移譲事務に係る事業費について、先行市を参考に試算したところ、約 5 億 2,000 万円の増加が見込まれました。

② 包括外部監査に係る経費の発生

包括外部監査の実施に係る経費について、大阪府内の先行市を参考に試算したところ、約 900 万円の増加が見込まれました。

### ③ 人件費の増加

中核市移行に係る人件費の試算は、大阪府内の先行市の多くが医師を医療職、医師以外の専門職員を行政職として行っているため、本市も同様に取り扱うこととし、「4 組織・職員体制等の整備」で試算した新たに必要となる医療職1人、行政職37人の職員に、本市の平成26年度平均人件費等を乗じたところ、約3億400万円の増加が見込まれました。

#### ■必要となる人件費（平成26年度ベース）

職種	平均人件費 (単位：千円/人)	必要職員数 (単位：人)	人件費 (単位：千円)
行政職	7,800	37	288,600
医療職	15,500	1	15,500
合計		38	304,100

※ 人件費は、職員の給料、職員手当等及び共済費を含む。

※ 医療職の人件費は、先行市の給与額等を参考に試算

### ④ 保健所の管理運営費の発生

保健所の運営管理に係る経費について、大阪府寝屋川保健所（以下「寝屋川保健所」といいます。）を本市が引き継いで管理運営すると仮定し、平成27年度大阪府予算を参考に試算したところ、約2,500万円の増加が見込まれました。

### (3) 本市における財政への影響

#### ① 経常的経費の推計

(1)、(2)の試算の結果、歳入で約8億6,000万円の増加、歳出で約8億5,900万円の増加となり、約160万円、歳入が上回ることが見込まれます。

#### ■ 経常的経費推計

##### 【歳入】

(単位：千円)

項目	影響額
地方交付税（基準財政需要額増加額）	999,000
国庫支出金	153,000
府支出金	▲320,400
負担割合が変更となる事業	▲123,600
大阪府単独事業	▲162,700
大阪府特例条例による移譲事務交付金の減少	▲34,100
手数料等	29,000
歳入影響額（A）	860,600

##### 【歳出】

(単位：千円)

項目	影響額
事業費（人件費を除く。）	520,900
民生	321,100
保健衛生	195,000
環境	2,300
都市計画・建設	1
文教	2,200
その他	300
包括外部監査制度	9,000
人件費	304,100
保健所の管理運営費	25,000
歳出影響額（B）	859,000

※ 端数処理の都合上、合計が合致していません。

差引影響額 （A - B）	1,600
------------------	-------

## ② 初期的経費の推計

中核市移行時に係る初期的経費については、先行市を参考にし、試算しました。これらの初期的経費は、先行市の事例によると、移行前2年間、移行後2年間、合計4年間で大阪府市町村振興補助金で措置されるものと考えます。

### ■ 初期的経費推計

#### 【歳入】

(単位：千円)

項目	影響額	備考
大阪府市町村振興補助金	186,000	
歳入影響額 (C)	186,000	

#### 【歳出】

(単位：千円)

項目	影響額	備考
システム関係	63,000	各種システム構築・改修
備品・消耗品等	42,000	保健所備品・消耗品購入 (検査備品・試薬等)
	14,000	保健所工事・修繕 (LAN工事、看板取替え等)
	3,000	各種備品・消耗品類(保健所を除く。)
母子父子寡婦関係	63,000	母子父子寡婦福祉資金債権買取
PR経費	1,000	
歳出影響額 (D)	186,000	
差引影響額 (C - D)	0	

## 6 中核市移行による影響（効果と課題）

### (1) 中核市移行における効果

中核市に移行することで、様々な事務が移譲されます。これらの事務を地域の実情や既存の事務と合わせて一体的に活用することで、これまで以上に自らの判断と責任で、地域の実情に合ったより質の高い市民サービスを提供していく必要があります。

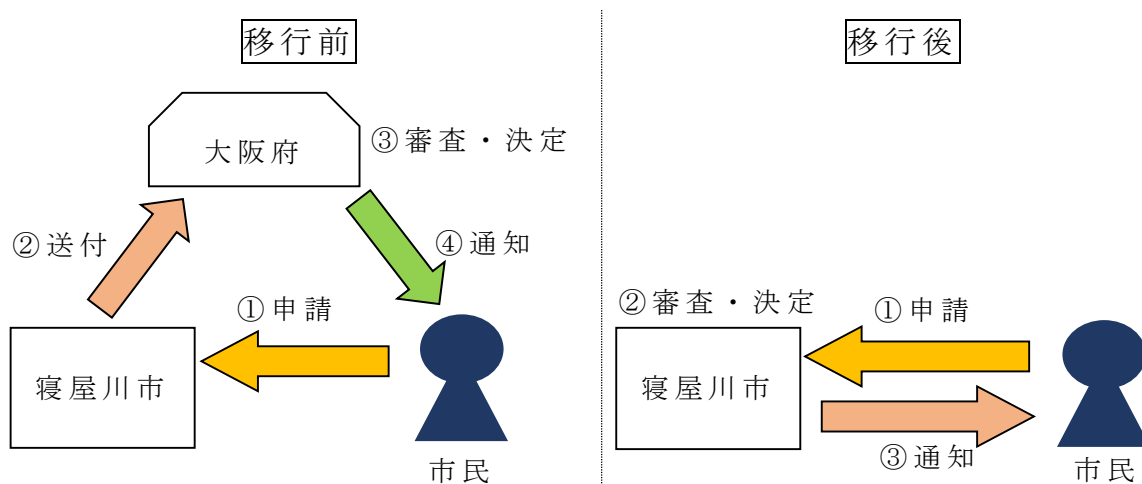
これらの中核市への移行に伴う効果の具体的な例として、以下のことが挙げられます。

#### ① 市民福祉の向上

##### 【行政サービスの効率化、迅速化】

これまで国や都道府県が行っていた事務処理を、市が一括して直接行うことができるようになることで事務の効率化が図られるとともに、手続の迅速化が図られ、手続に要する期間が短縮されます。

例えば、民生分野における母子父子寡婦福祉資金の貸付事務について、市で受付けしたものを大阪府に送付し、大阪府で審査・決定処理を行っていますが、中核市移行後は、審査・決定事務を含む一連の業務を全て市で行うことができるようになり、通知までの期間を短縮することができます。



### 【きめ細かな市民サービスの提供】

市民生活に密着した分野の事務を、市民にとって最も身近な市が直接行えるようになるため、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供が可能となります。

例えば、民生分野では、地方社会福祉審議会を設置することができるため、地域の実情に即した福祉の在り方を審議し、福祉施策に反映させることができるようになります。

### 【“命を守る”ための総合的な保健衛生サービスの提供】

本市が実施している、健康相談、保健指導、健康診査等のサービスと、保健所の専門的な機能が一体化することによって、超高齢社会においてますます求められることとなる、総合的な保健衛生サービスの提供が可能となります。

例えば、保健所で行っている感染症対策、食品安全対策等の事務を直接市が行うことにより、市民の健康づくり、安全・安心な市民生活の確保などを一体的に推進することができます。

## ② 特色あるまちづくりの推進（自立した行政運営）

中核市移行により、多くの事務が移譲され、本市の実情を反映したルール、基準づくりをすることができるようになるため、歴史・自然・住宅・教育など、地域の特色に応じたまちづくりを推進することができます。

例えば、環境分野では、従前から実施している一般廃棄物に関する事務と、新たに産業廃棄物に関する事務を一元的に実施することで、より市民の生活環境に配慮した廃棄物処理を実施できます。

また、人口減少社会において、基礎自治体として生き残るためには、将来を見据え、強いリーダーシップを発揮し、本市の規模にふさわしい独自のまちづくりをより一層推進する必要があります。



### ③ 行政の透明性の向上

中核市への移行とともに、包括外部監査が義務化されることにより、行政に対する監査機能が強化され、行政の透明性をより一層高めることができるようになります。

### ④ 市のイメージアップ

指定都市に次ぐ権能を持つ都市として位置付けられ、知名度が上がるとともに、市のイメージアップにつなげることができます。

これらのことを通じて、市全体の活性化を図るとともに、市民に、より地域の誇り、愛着を持ってもらえるようになります。

## (2) 中核市移行における課題

### ① 人材の確保と育成

中核市移行に当たり、保健衛生分野の事務（保健所事務）においては医師、薬剤師等、環境分野の事務においては化学に関する専門的知識を有する職員が必要になるため、計画的に人材を確保しなければなりません。

また、移譲を受ける様々な事務を効果的に活用し、市民サービスの向上、社会情勢の変化・市民ニーズへの迅速な対応につなげていくためには、職員の資質の向上が不可欠であり、政策形成能力の向上を図るための研修の実施、大阪府への職員の研修派遣、人事交流等により、人材育成を計画的に進めていく必要があります。

なお、全国施行時特例市市長会から国等へ、中核市に移行しようとする市が円滑に保健所を開設し、支障なく運営が行えるよう、保健所所長の資格要件緩和等、実態に即した課題解決に向けた対策を講ずることについて提言しています。

## ② 条例、規則等の整備及び附属機関の設置

中核市移行により移譲される事務の実施に当たっては、基準、手続等を定めた条例、規則等を整備する必要があるため、事務の詳細を整理しなければなりません。

また、事務によっては法令上、附属機関の設置が必要なものもあるため、附属機関の整備についても検討する必要があります。

## ③ 保健所施設の維持・管理等

先行市の事例によると、都道府県と協議した上で、保健所施設及び一部の設備を無償で譲り受け、維持・管理を引き継いだ例があり、本市においても、寝屋川保健所の施設、設備等の譲渡等について、大阪府と協議することとなります。

また、中核市移行後は、本市で保健所施設の維持・管理をすることになることから、その管理運営方法等についても検討する必要があります。特に、寝屋川保健所の施設は昭和46年に建築されたものであり、中長期的には建替え等についても考慮する必要があります。

さらに、保健所の移管に当たっては、現在、寝屋川保健所が実施している事務に加え、大阪府が寝屋川保健所以外の保健所で広域的に実施している専門性が高い事務（水質検査、広域栄養指導等）も移譲されるため、それらの事務への対応について、大阪府への委託も含め検討する必要があります。

#### ④ 児童相談所の設置の検討

児童相談所の設置自治体について、その拡大等に関する児童福祉法の改正案を国が審議・検討しているところです。

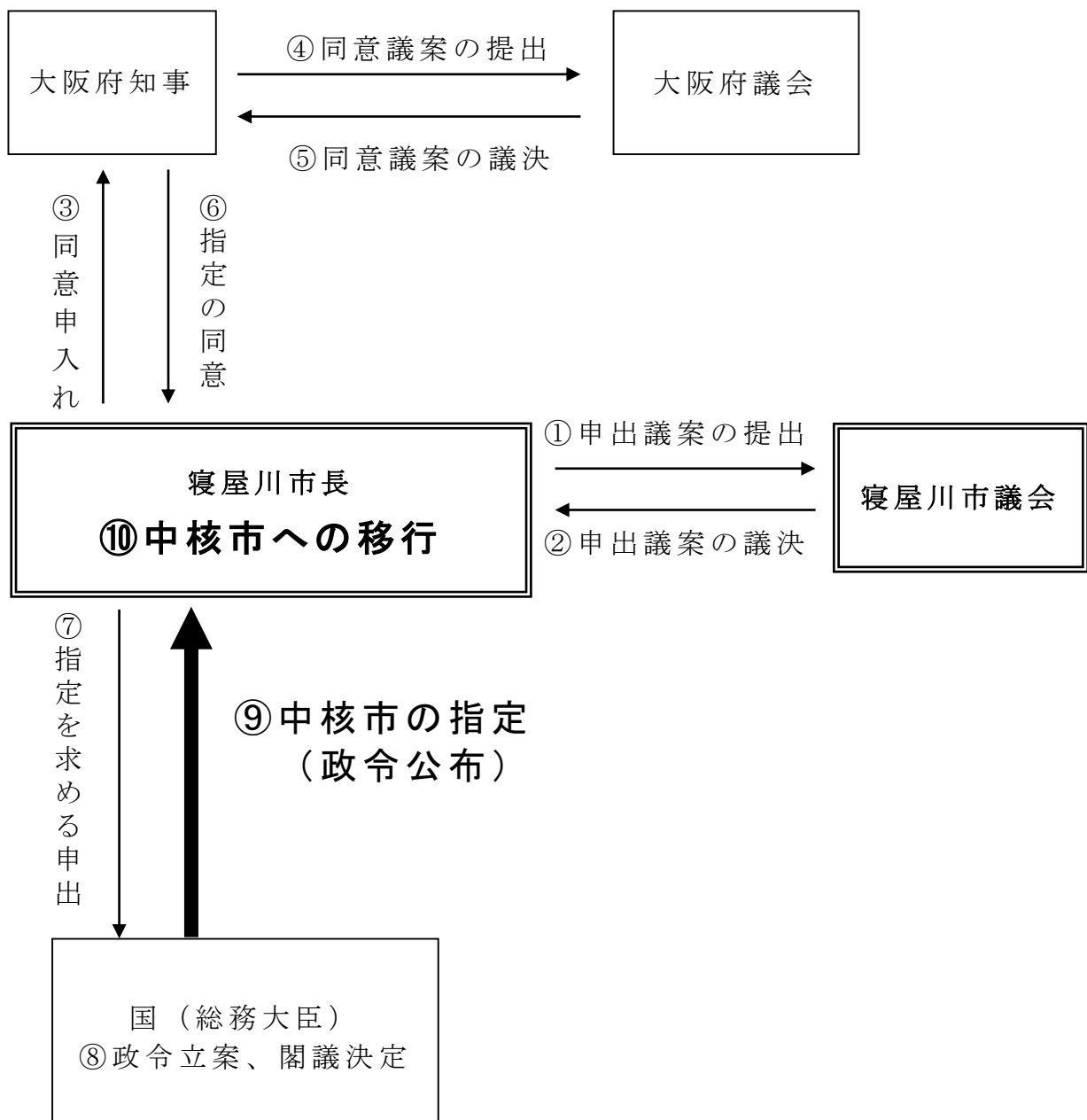
改正法案では、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、(略)中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

児童相談所の設置に当たっては、新たに移譲される事務について精査・検討する必要があることに加え、専門職員を始めとする人材の確保、事業費の増大など課題が増加し、中核市移行スケジュールの見直しなども想定されます。また、国が講ずることとなる支援、支援を受けるために必要な手続等の内容においても、今後の移行検討に大きな影響があることから、児童福祉法改正の動向については、引き続き、注視していく必要があります。

## 7 中核市移行スケジュール（案）等

他市事例を参考にすると、本格的な移行事務開始から最短でもおおむね3年の期間が必要です。

### ■ 中核市指定の流れ



■ 移行年度をN年とした場合のスケジュール（案）

年 度	事 項
N－3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中核市移行に向けた方針、市長表明</li> <li>・ 大阪府知事に対する中核市移行への協力要請</li> <li>・ 大阪府から市への移譲事務等の提示</li> </ul>
N－2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府から市への移譲事務についての説明会、大阪府との事務レベルでの協議</li> <li>・ 中核市移行計画の策定</li> <li>・ 総務省・厚生労働省ヒアリング</li> <li>・ 市議会への中核市指定の申出議案の提出 ①</li> <li>・ 市議会での中核市指定の申出議案の議決 ②</li> </ul>
N－1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務研修（市職員を大阪府へ派遣）</li> <li>・ 大阪府知事への中核市指定の同意申入れ ③</li> <li>・ 大阪府議会への中核市指定同意議案の提出 ④</li> <li>・ 大阪府議会での中核市指定同意議案の議決 ⑤</li> <li>・ 大阪府知事からの中核市指定の同意 ⑥</li> <li>・ 総務大臣への中核市指定を求める申出 ⑦</li> <li>・ 政令立案・閣議決定 ⑧</li> <li>・ 中核市の指定に係る政令の公布 ⑨</li> <li>・ 府・市議会での関係条例の制定・改廃等の議決</li> <li>・ 大阪府との事務引継書の締結</li> </ul>
N年	<p>中核市への移行 ⑩、厚生労働大臣への保健所設置の報告</p>

# 卷末資料

中核市移行に伴う移譲事務一覧

## 巻末資料 中核市移行に伴う移譲事務一覧

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
<b>1. 民生行政に関する事務</b>		
<b>【行旅病人及び行旅死亡人取扱法】</b>		
1 行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償	5条	
2 行旅死亡人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償	13条	
<b>【児童福祉法】</b>		
1 児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関（児童福祉審議会）の設置	8条①自治令174の49の2③ (自治令174の26③を準用)	
2 出版物等の販売をする者等に対する勧告	8条⑦自治令174の49の2③ (自治令174の26⑤を準用)	
3 児童委員の指揮監督	17条④	
4 児童委員の研修実施	18条の2	
5 結核にかかっている児童に対する療育の給付	20条①	
6 指定療育機関への医療に係る療育の給付の委託	20条④	
7 国以外の指定療育機関の指定	20条⑤	
8 国以外の指定療育機関の指定の取消し	20条⑧	
9 指定療育機関の診療内容等の審査及び診療報酬額の決定	21条の3①	
10 10の額の決定をするにあたっての審査委員会等からの意見聴取（意見の聴取に関し社会保険診療報酬支払基金との契約締結）	21条の3③自治令174の26②自治令174の49の2③	
11 指定療育機関に対する診療報酬の支払い事務を社会保健診療報酬支払基金等に委託	21条の3④	
12 指定療育機関に対する報告請求、帳簿書類等の検査	21条の4①	
13 指定療育機関の管理者が13の報告について虚偽の報告をした等のときに当該機関に対する診療報酬の支払の差し止め等	21条の4②	
14 慢性疾患児童等の健全育成を図るための治療方法に関する研究等及び事業の実施	21条の5	
15 一時預かり事業に対する報告の聴取、立入検査等（指定都市・中核市・児童相談所設置市が直接実施する一時預かり事業に対する報告の聴取、立入検査等を除く）	34条の14、59条の4①、令45条、45条の3①、自治令174条の26、174条の49の2	
16 家庭的保育事業に対する報告の聴取、立入検査等（指定都市・中核市が直接実施する家庭的保育事業に対する報告の聴取、立入検査等を除く）	34条の17、59条の4①、令45条、自治令174条の26、174条の49の2	
17 児童福祉施設の設置	35条②〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	
18 民間の児童福祉施設の設置の認可	35条④〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
19 18の施設の廃止・休止の承認	35条⑦〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
20 民間が設置する児童福祉施設についての報告聴取	第46条第1項(助産施設、母子背且つ支援施設及び保育所に係るものに限る)、自治令第174条の49の2(自治令第174条の26を準用)	●
21 民間が設置する児童福祉施設に対する改善命令	第46条第3項(助産施設、母子背且つ支援施設及び保育所に係るものに限る)、自治令第174条の49の2(自治令第174条の26を準用)	●
22 民間が設置する児童福祉施設に対する業務停止命令	46条第4項(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る)、自治令第174条の49の2(自治令第174条の26を準用)	●
23 費用の支弁	50条〔委譲される事務の範囲内〕	
24 国庫負担金等の受領	53条〔委譲される事務の範囲内〕、53条の2	
25 医療機関への支払の命令及び徴収	56条⑤⑦	
26 民間の児童福祉施設に対する費用の補助	56条の2①〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	
27 26の補助がされたときに予算の変更指示等の権限	56条の2②〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	
28 26の補助の返還命令	56条の3〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
29 18により設置した児童福祉施設が処分等に違反したときの認可の取消	58条〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
30 無届・無認可児童福祉施設に対する報告聴取・設備等の調査	59条①〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
31 30の施設の設備又は運営の改善等の勧告	59条③〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
32 31の勧告に従わなかった旨の公表	59条④〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
33 30の施設に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	59条⑤〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	●
34 認可外保育所からの届出の受理	59条の2①②	●
35 認可外保育所の施設の運営状況の公表	59条の2の5①②	●
<b>【児童福祉法施行令】</b>		
1 保育士の指定を受けようとする学校又は施設の設置者が指定都市・中核市・児童相談所設置市である場合等の、申請書の厚生労働大臣への提出	5条②	
2 指定保育士養成施設の設置者が指定都市・中核市・児童相談所設置市である場合等の、申請者の記載事項の変更に係る厚生労働大臣への申請等	5条③④	
3 指定保育士養成施設の設置者が指定都市・中核市・児童相談所設置市である場合等の、厚生労働大臣への報告	5条⑤	
4 指定保育士養成施設の設置者が指定都市・中核市・児童相談所設置市である場合等の、指定の取消に係る厚生労働大臣への提出	5条⑦	
5 国以外の者が設置する児童福祉施設の最低基準の検査（都道府県・指定都市・中核市が設置するものを除く）	38条〔助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るものに限る〕	
6 負担金の返還	43条	
<b>【民生委員法】</b>		
1 民生委員の定数の決定	4条	
2 厚生労働大臣に対する民生委員の推薦	5条、7条	
3 主任児童委員として指名されるべき者の明示	6条②	
4 民生委員の解職について厚生労働大臣への具申	11条①②	
5 民生委員の指揮監督	17条①	
6 民生委員の指導訓練に関する計画の樹立・実施	18条	
7 民生委員協議会を組織する区域の決定	20条①	
8 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用の負担	26条	
9 国庫補助金の受領	28条	
<b>【身体障害者福祉法】</b>		
1 身体障害者手帳の交付申請の受理	15条① 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	●
2 1の申請をするにあたって添付する診断書を作成する医師の指定	15条② 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	
3 障害認定をして身体障害者手帳の交付	15条④ 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	●
4 障害認定ができないときに申請者に通知	15条⑤ 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	●
5 身体障害者手帳の返還及び返還命令	16条①②③ 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	●
6 盲導犬等の貸与	20条① 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	
7 国及び都道府県の者以外の者が行う身体障害者生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	26条①②③ 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	
8 身体障害者社会参加支援施設の設置	28条① 自治令174条の28① 自治令174条の49の4①	
9 市の身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置についての知事への届出の省略	28条②④ 自治令174条の28⑤ 自治令174条の49の4②	
<b>【身体障害者福祉法施行令】</b>		
1 身体障害者手帳に係る診断書を作成する医師の指定又は指定取消	3条①③	
2 身体障害者手帳の交付申請者の障害が要件に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	5条①②	
3 身体障害者手帳の交付に当たっての診査の通知	6条①	●
4 障害の程度に変化が生じた者の通知の受理	7条	●



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
5 身体障害者手帳交付台帳の備付等	9条①	●
6 身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理	9条②④⑥	●
7 身体障害者手帳に関する記載事項の消除	9条⑦	●
8 身体障害者手帳の再交付	10条①③	●
9 死亡の通知の受理	12条②	●
10 市の身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の種類の変更、休止、廃止について知事への届出の省略	28条① 自治令174条28⑤ 自治令174条の49の4②	
11 市の身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の名称又は所在地の変更、建物、設備若しくは事業内容について知事への報告の省略	28条② 自治令174条28⑤ 自治令174条の49の4②	
<b>【生活保護法】</b>		
1 保護施設設備運営についての基準制定（条例制定）	39条①	
2 保護施設の設置	40条①	
3 保護施設の設置の届出受理	40条②	
4 保護施設の設置の認可	41条②	
5 4の認可にあたっての条件の付与	41条④	
6 4の認可申請書記載事項の変更の認可	41条⑤	
7 保護施設の廃止等の認可	42条	
8 保護施設の運営についての指導	43条①	
9 保護施設に対する報告徴収等	44条①	
10 保護施設に対する改善命令等	45条①	
11 保養施設に対する改善命令等の取消	45条②	
12 保養施設の認可の取り消しに係る聴聞の期日及び場所の公示	45条④	
13 保護施設の設置者（都道府県以外）からの管理規程の受理	46条②	
14 13の管理規程に対する変更命令	46条③	
15 保護施設の長の指導に対する制限又は禁止	48条③	
16 医療機関の指定	49条	
17 指定医療機関の廃止届等の受理	50条の2	
18 指定医療機関の指定の取消	51条②	
19 診療内容等の審査等	53条①	
20 意見の聴取等	53条③	
21 指定医療機関に対する報告聴取等	54条①	
22 指定介護機関の指定	54条の2①	
23 指定介護機関に対する指導	54条の2④ (50条②を準用)	
24 指定介護機関の名称等の変更等に係る届出の受理	54条の2④ (50条の2を準用)	
25 指定介護機関の指定の取消し	54条の2④ (51条②を準用)	
26 指定介護機関の介護の内容の審査及び介護の報酬の額の決定	54条の2④ (53条①を準用)	
27 26の額の決定にあたっての介護に関する審査機関からの意見聴取	54条の2④ (53条③を準用)	
28 指定介護機関からの報告の聴取及び立入検査	54条の2④ (54条①を準用)	
29 指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合の告示	55条の2	
30 保護施設に対する補助	74条①	
31 補助を行った保養施設に対する報告徴収等	74条②	
32 補助金の返還	79条	
<b>【社会福祉法】</b>		
1 社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（地方社会福祉審議会）の設置	7条①	
2 地方社会福祉審議会の監督及び審議会に対する諮問	7条②	
3 地方社会福祉審議会委員の任命	9条	
4 地方社会福祉審議会における児童福祉に関する事項の調査審議	12条	
5 職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施	20条	
6 職員に対する訓練	21条	
7 市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出の受理	62条①	
8 7に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	62条②③④⑤	
9 8の許可にあたっての条件の付与	62条⑥	
10 7の届出事項に変更があった場合の届出の受理	63条①	
11 8の許可を受けた事項を変更する場合の許可	63条②	
12 施設を設置する第1種社会福祉事業の廃止の届出の受理	64条	
13 社会福祉施設の基準の決定（条例制定）	65条①	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
14 市町村又は社会福祉法人が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	67条①	
15 14に掲げる者以外の者が施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始する場合の許可	67条②③④⑤	
16 15の許可に当たっての条件の付与	67条⑤ (62条⑤⑥準用)	
17 施設を必要としない第1種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	68条	
18 第2種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	69条①	●
19 第2種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	69条②	●
20 社会福祉事業を営業者に対する調査	70条 ※自治令174条の30の2自治令174条の49の7	●
21 施設を設置して第1種社会福祉事業を営業者に対する改善命令	71条	
22 社会福祉事業の制限又は停止等の命令	72条①②③ ※自治令174条の49の7	●
<b>【老人福祉法】</b>		
1 事務の福祉事務所長への委任	6条の2③	
2 民間の行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	14条	●
3 市の行う老人居宅生活支援事業の開始の知事への届出の省略	14条	●
4 民間の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る届出の受理	14条の2	●
5 市の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る知事への届出の省略	14条の2	●
6 民間の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	14条の3	●
7 市の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の知事への届出の省略	14条の3	●
8 民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出の受理	15条②	●
9 市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの知事への設置の届出の省略	15条②	●
10 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの知事への設置の届出の省略	15条③	●
11 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	15条④⑥	●
12 8～11について届出事項に変更があった場合の届出の受理	15条の2①②	●
13 民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出の受理	16条①	●
14 市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの知事への廃止・休止の届出の省略	16条①	●
15 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて知事への廃止・休止等の届出の省略	16条②	●
16 社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止・休止等の届出の受理	16条③	●
17 施設基準の制定(条例制定)	17条①	
18 民間の行う老人居宅生活支援事業等について報告聴取等	18条①	●
19 市の行う老人居宅生活支援事業等について知事の報告聴取等の不適用	18条①	●
20 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	18条②	●
21 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて知事の報告聴取等の不適用	18条②	
22 民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の保全措置についての改善命令	18条の2①	
23 民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の保全措置についての改善命令の不適用	18条の2①	
24 民間の行う老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等	18条の2②	●
25 老人居宅生活支援事業等について知事による事業の停止命令等の不適用	18条の2②	●
26 老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	18条の2③	●
27 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて認可の取消等	19条①	●
28 市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて知事の廃止命令等の不適用	19条①	●
29 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	19条②	●
30 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取の不適用	19条②	●
31 社会福祉法人に対する補助	24条②	
32 有料老人ホームの設置の届出の受理	29条①	●
33 有料老人ホームの届出の変更の受理	29条②	●
34 有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理	29条③	●
35 有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは介護等受託者に対する報告徴収等	29条⑨	●
36 有料老人ホームの設置者に対する改善命令	29条⑩	●
37 有料老人ホームの設置者に対する改善命令に係る公示	24条⑫	●

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
<b>【介護保険法】</b>		
1 指定介護老人福祉施設の指定	48条①	
2 指定介護老人福祉施設の指定更新	86条の2①	
3 指定介護老人福祉施設に係る変更届	89条	
4 指定介護老人福祉施設についての質問及び立入検査	90条①	
5 指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退の届出受理	91条	
6 指定介護老人福祉施設の指定の取消等	92条①	
7 介護老人保健施設の開設許可及び入所定員の変更許可	94条①②	
8 指定介護老人保健施設の開設許可の更新	94条の2①	
9 指定介護老人福祉施設の管理者の承認	95条①②	
10 介護老人保健施設に係る変更届	99条①②	
11 介護老人保健施設についての質問及び立入検査	100条①	
12 介護老人保健施設の許可の取消等	104条①	
13 介護保険施設についての帳簿書類等の提示	24条①②	
14 指定介護療養型医療施設の指定更新	旧107条の2①	
15 指定介護療養型医療施設の変更届	旧111条	
16 指定介護療養型医療施設の辞退届	旧113条	
17 指定介護療養型医療施設についての質問及び立入検査	旧104条①	
18 指定介護療養型医療施設に係る指定の取消等	旧114条	
19 介護保険施設についての帳簿書類等の提示	旧24条①②	
20 事業者に対する報告命令、立入検査等に関する事務	介護保険法第76条①、第83条①、第115条の7①	●
21 勧告、公表、命令、公示に関する事務	介護保険法第76条の2①②③④、第83条の2①②③④、第11	●
22 指定の取消し及び指定の効力の停止に関する事務	介護保険法第77条①、第84条①、第115条の9①	●
23 公示に関する事務	介護保険法第78条、第85条、第115条の10	●
24 指定に関する事務	介護保険法第41条①、第46条①、第53条①	●
25 特定施設入居者生活介護等に関する市町村への意見照会	介護保険法第70条⑥（法第70条の2④、第70条の3②）におい	●
26 指定の更新に関する事務	介護保険法第70条の2①（法第115条の11において準用する	●
27 届出の受理に関する事務	介護保険法第75条①②、第82条①②、第115条の5①②	●
28 指定事業者の公示	介護保険法第78条、第85条、第115条の10	●
<b>【母子及び父子並びに寡婦福祉法】</b>		
※旧法名「母子及び寡婦福祉法」		
1 配偶者のいない女子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対する母子福祉資金の貸付け	13条①	
2 母子福祉資金の貸付けの継続	13条②	
3 母子福祉資金の貸付けを受けていた配偶者のいない女子で児童を扶養しているものが死亡したときの児童に対する貸付け	13条③	
4 母子福祉団体に対する母子福祉資金の貸付け	14条	
5 母子福祉資金の貸付けを受けたものが死亡したとき又は障害を受けたときの償還の免除	15条①	
6 母子福祉資金の貸付けを受けた者の所得の状況等による償還の免除	15条②	
7 民間の行う母子家庭等日常生活支援事業の届出の受理	20条	
8 母子家庭等日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	21条	
9 民間の行う母子家庭等日常生活支援事業について報告聴取等（都道府県・指定都市・中核市が直接実施する母子家庭等日常生活支援事業に係る報告聴取等を除く。）	22条①	
10 民間の行う母子家庭等日常生活支援事業について事業停止命令等（都道府県・指定都市・中核市が直接実施する母子家庭等日常生活支援事業に係る報告聴取等を除く。）	23条	
11 公共施設内での配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体による売店等の設置及び運営についての当該施設の管理者との協議及び調査等	25条③	
12 母子家庭就業支援事業の実施	30条③	
13 寡婦に対する寡婦福祉資金の貸付け	32条①	
14 母子福祉団体に対する寡婦福祉資金の貸付け	32条③	
15 寡婦福祉資金の貸付けをしたものが死亡したときの償還の免除	32条④	
16 母子福祉資金の貸付けを受けるものに対する寡婦福祉資金の貸付けの停止	32条⑥	
17 民間の行う寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理	33条③	
18 寡婦日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	33条④	
19 民間の行う寡婦日常生活支援事業について報告聴取等（都道府県・指定都市・中核市が直接実施する寡婦日常生活支援事業に係る報告聴取等を除く。）	33条④	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
20 民間の行う寡婦日常生活支援事業について事業停止命令等（都道府県・指定都市・中核市が直接実施する寡婦日常生活支援事業に係る事業停止命令等を除く。）	33条④	
21 公共的施設内での寡婦による売店等の設置及び運営についての当該施設の管理者との協議及び調査等	34条①	
22 寡婦就業支援事業の実施	35条②	
23 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けをするにあたっての特別会計の設置	36条①	
24 母子福祉資金・寡婦福祉資金の特別会計決算上の余剰金の繰入	36条③	
25 母子福祉資金・寡婦福祉資金の財源となる資金の国からの借入れ	37条①	
26 母子福祉資金・寡婦福祉資金に余剰金が出た場合の国からの借入金の償還	37条②	
27 国からの借入金の任意償還	37条④	
28 国からの借入金の償還を行った場合における母子福祉資金・寡婦福祉資金の財源の一般会計への繰入れ	37条⑤	
29 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付業務を廃止した場合の国への償還	37条⑥	
【母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令】 ※旧法名「母子及び寡婦福祉法施行令」		
1 修学資金の貸付金の交付の停止及び減額	11条	
2 母子福祉資金貸付金の貸付けの停止	13条	
3 母子福祉団体が貸付けを受けた事業以外の用途に貸付金を使用する際の承認	15条①	
4 貸付けを受けた母子福祉団体からの報告の受理、立入検査、運営改善の勧告、法令等に違反した理事の解職の勧告	15条②	
5 母子福祉資金貸付金の一時償還の請求	16条	
6 母子福祉資金貸付金に係る違約金の徴収	17条	
7 母子福祉資金貸付金の一時償還の納付金の受領	18条①	
8 母子福祉資金貸付金の一時償還の納付金に係る違約金の徴収	18条②	
9 母子福祉資金貸付金の貸付けに関し必要な事項を定める	23条	
10 母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況の厚生労働大臣への報告	24条	
11 貸付業務の廃止に伴う未貸付額等の国への返還	44条	
【中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律】 ※旧法名「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」		
1 医療機関の指定	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第49条	
2 指定医療機関の廃止届等の受理	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第50条の2	
3 指定医療機関の指定の取消	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第51条第2項	
4 診療内容等の審査等	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第53条第1項	
5 意見の聴取等	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第53条第3項	
6 指定医療機関に対する報告徴収等	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条第1項	
7 指定介護機関の指定	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項	
8 指定介護機関に対する指導	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条第2項を準用)	
9 指定介護機関の名称等の変更等に係る届出の受理	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第50条の2を準用)	
10 指定介護機関の指定の取消し	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第51条第2項を準用)	
11 指定介護機関の介護の内容の審査及び介護の報酬の額の決定	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第53条第1項を準用)	
12 上記の額の決定に当たっての介護に関する審査機関からの意見聴取	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第53条第3項を準用)	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
13 指定介護機関からの報告の聴取及び立入検査	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項(生活保護法第54条第1項を準用)	
14 指定医療機関、指定介護機関、助産師等の指定を行った場合等の告示	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条の2	
15 費用の支弁	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第71条	
16 国の負担金等の受領	法第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第75条	
<b>【身体障害者補助犬法】</b>		
1 身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の受付	25条① 26条	
2 身体障害者補助犬の苦情に対する相談、助言、指導、関係行政機関の紹介	25条② 26条	
3 身体障害者補助犬の苦情に関する関係団体等への情報提供依頼等	25条③ 26条	
<b>【障害者総合支援法】</b>		
正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ※旧法名：障害者自立支援法		
1 自立支援給付の不正利得の徴収（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療給付を除く）	第8条第1項第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
2 障害者等に対する自立支援給付に関する報告聴取等（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療給付を除く）	第9条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
3 障害者福祉サービスを行う者等に対する自立支援給付に関する報告聴取等（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療給付を除く）	第10条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
4 自立支援給付に係る障害児の保護者に対する報告聴取等（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療給付の支給に限る）	第11条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
5 自立支援給付に係る当該サービス等を行った者等に対する報告聴取等（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療給付の支給に限る）	第11条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
6 障害者等の資産又は収入の状況について、官公署に対する文書の閲覧・資料の要求・銀行等に対する報告の徴収等（育成医療及び精神通院医療に係る自立支援医療給付を除く）	第12条第1項第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
7 指定障害福祉サービス事業者の指定	第29条第1項第36条第1項第3項第4項自治令第174条の32第1項第3項自治令第174条の49の12第1項第2項	
8 基準該当事業所、基準該当施設についての条例の制定	第30条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
9 障害福祉サービス事業者の指定の変更	第37条第1項第2項自治令第174条の32第1項第3項自治令第174条の49の12第1項第2項	●
10 指定障害者支援施設の指定	第29条第1項第38条第1項第2項自治令第174条の32第1項第3項自治令第174条の49の12第1項第2項	●
11 指定障害者支援施設の指定の変更	第39条第1項第2項自治令第174条の32第1項第3項自治令第174条の49の12第1項第2項	
12 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定の更新申請の受理	第41条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
13 障害福祉サービス事業所の基準の条例の制定	第43条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
14 障害者支援施設の基準の条例の制定	第44条第1項自治令第174条の32第1項第3項自治令第174条の49の12第1項第2項	
15 指定障害福祉サービス事業者に係る変更の届出の受理	第46条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
16 指定障害福祉サービス事業者に係る廃止又は休止の届出の受理	第46条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
17 指定障害者支援施設に係る変更の届出の受理	第46条第3項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
18 指定障害者支援施設に係る指定の辞退の受理	第47条 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
19 障害福祉サービス事業所に対する勧告	第49条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
20 障害者支援施設に対する勧告	第49条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
21 19、20の勧告に従わなかった指定事業者等の公表	第49条第3項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
22 19、20の勧告に係る措置の命令	第49条第4項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
23 19、20の勧告に係る措置の命令の公示	第49条第5項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
24 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等	50条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
25 障害福祉サービス事業所等の指定等の公示	第51条 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
26 一般相談支援事業者の指定	第51条の14第1項 51条の19第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
27 指定の更新（一般相談支援事業者に限る）	第51条の21 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
28 一般相談支援事業所の変更の届出の受理	第51条の25第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
29 指定一般相談支援事業者の廃止等の届出の受理	第51条の25第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
30 指定一般相談支援事業者に対する勧告	第51条の28第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
31 30の勧告に従わなかった指定事業者等の公表	第51条の28第3項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
32 30の勧告に係る措置の命令	第51条の28第4項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
33 30の勧告に係る措置の命令の公示	第51条の28第5項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
34 指定一般相談支援事業者の指定の取消し	第51条の29第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
35 指定一般相談支援事業所等の指定等の公示	第51条の30 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
36 指定自立支援医療機関の指定（育成医療に係るものに限る。）	第54条第2項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項第2項	
37 自立支援医療費の支給認定の変更の申請の受理（育成医療に係るものに限る。）	第56条第1項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項	
38 37の認定及び医療受給者証の提出の求め（育成医療に係るものに限る。）	第56条第2項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項	
39 38に係る事項の医療受給者証への記載及び医療受給者証の返還	第56条第4項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項	
40 指定自立支援医療機関に対する指導（育成医療に係るものに限る。）	第63条 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項	
41 指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出の受理（育成医療に係るものに限る。）	第64条 自治令第174条の32第1項	
42 指定自立支援医療機関等に対する報告聴取等（精神通院医療に係るものを除く。）	第66条第1項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項第2項	
43 39を行わなかった場合の自立支援医療費の支払の一時差し止め等	第66条第3項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項	
44 指定自立支援医療機関に対する勧告（育成医療に係るものに限る。）	第67条第1項 自治令第174条の32第1項、第174条の49の12第1項第2項	



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
45 44の勧告に従わなかった指定自立支援医療機関の公表	第67条第2項 自治令第174条の32第1項, 第174条の49の12第1項	
46 44の勧告に係る措置の命令	第67条第3項 自治令第174条の32第1項, 第174条の49の12第1項	
47 43の命令をした旨の公示	第67条第4項 自治令第174条の32第1項, 第174条の49の12第1項	
48 36の指定の取消等(精神通院医療に係るものを除く。)	第68条第1項 自治令第174条の32第1項, 第174条の49の12第1項	
49 指定自立支援医療機関の指定等の公示(育成医療に係るものに限る。)	第69条 自治令第174条の32第1項, 第174条の49の12第1項	
50 自立支援医療費の額の決定(育成医療に係るものに限る。)	第73条第1項第2項第3項, 第174条の49の12第1項第2項第3項	
51 50の決定に当たっての審査機関への意見聴取(育成医療に係るものに限る。)	第73条第3項 自治令第174条の32第1項第2項, 第174条の49の12第3項	
52 自立支援医療機関に対する自立支援医療費の支払事務の委託(育成医療に係るものに限る。)	第73条第4項 自治令第174条の32第1項, 第174条の49の12第3項	
53 地域生活支援事業の実施	第78条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
54 障害福祉サービス事業等の実施	第79条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
55 民間が行う障害福祉サービス事業等の実施の届出	第79条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
56 55の届出の変更届出の受理	第79条第3項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
57 55の事業の廃止等の届出の受理	第79条第4項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	●
58 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準の条例の制定	第80条第1項第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
59 障害者支援施設の基準の条例の制定	第84条第1項第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
60 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する報告聴取等	第81条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
61 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する事業の制限等	第82条第1項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
62 民間が行う障害福祉サービス事業者に対する運営の改善命令	第82条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	
63 障害者支援施設の設置	第83条第2項 自治令第174条の32第1項第3項 自治令第174条の49の12第1項第2項	

## 2. 保健衛生行政に関する事務

【食品衛生法】		
1 食品等事業者からの記録の提供	3条③	
2 都道府県等食品衛生監視指導計画の作成	24条①	
3 都道府県等食品衛生監視指導計画の厚生労働大臣への報告等	24条④	
4 都道府県等食品衛生監視指導計画の実施状況についての公表	24条⑤	
5 規格が定められた食品、容器包装等の検査	25条①	
6 販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令	26条①	
7 登録検査機関が指定した者がする検査結果の通知の経由	26条⑤	
8 営業を行う者等からの報告聴取等	28条①	
9 登録検査機関への試験に関する事務の委託	28条④	
10 製品検査のための検査施設の設置	29条①	
11 食品衛生監視員の任命	30条①	
12 食品衛生監視員に対する監視指導命令	30条②	
13 食品衛生管理者の届出の受理	48条⑧	
14 営業施設の清潔保持等の措置基準の設定	50条②	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
15 飲食店営業等を行う者に対する許可	5 2 条①	
16 飲食店営業等を行う者に対する許可	5 2 条②	
17 16の許可への条件付加	5 2 条③	
18 許可営業者の地位の承継の届出の受理	5 3 条②	
19 違反営業者に対する廃業命令等	5 4 条①	
20 違反営業者に対する許可の取消等	5 5 条	
21 違反営業者に対する改善命令等	5 6 条	
22 食中毒患者等の発生に関する保健所長からの報告の受理	5 8 条②	
23 21の報告についての厚生労働大臣への報告	5 8 条③	
24 食中毒患者等の発生に関する調査結果についての保健所長からの報告の受理	5 8 条④	
25 23の報告についての厚生労働大臣への報告	5 8 条⑤	
26 食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖	5 9 条①	
27 食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖	5 9 条②	
28 厚生労働大臣からの調査の要請等	6 0 条	
29 飲食店営業者等に対する助言等	6 1 条①	
30 食品衛生推進員の委嘱	6 1 条②	
31 処分違反者等の公表等	6 3 条	
32 都道府県等食品衛生監視指導計画の作成にあたっての住民の意見の聴取	6 4 条②	
33 施策の実施状況について住民の意見の聴取	6 5 条	
<b>【食品衛生法施行令】</b>		
1 製品検査の申請書の受理	4 条②	
2 製品検査に係る試験品の採取	4 条③	
3 製品検査の実施、合格に係る表示の付与	4 条④	
4 製品検査命令の前の必要な措置を講ずべき旨の通知、製品検査の実施時期の指定、検査命令書の作成	5 条①	
5 製品検査の申請書の受理	5 条②	
6 製品検査に係る試験品の採取等	5 条③	
7 食品衛生検査施設の基準の設定	8 条①	
8 中毒患者等に関する保健所長からの報告書の受理	3 7 条①	
9 中毒患者等に関する保健所長からの報告書の受理	3 7 条②	
10 中毒患者等に関する保健所長からの報告書の受理	3 7 条③	
11 7の報告書を受理した際の報告書の作成及び厚生労働大臣への提出	3 7 条④	
<b>【興行場法】</b>		
1 興行場の経営許可	2 条①	
2 1の許可を与えない場合における理由を付した書面による通知	2 条②	
3 興行場営業を営む者の地位を承継した者から届出の受理	2 条の 2 ②	
4 営業者からの報告聴取、興行場への立入検査等	5 条①	
5 興行場の構造設備が2の条例で定める基準に適合しない場合等に係る1の許可の取消し又は営業の停止命令	6 条	
<b>【旅館業法】</b>		
1 営業の許可	3 条①	
2 意見の聴取	3 条④ 3 条の 2 ② (準用) 3 条の 3 ③ (準用)	
3 1の許可を与えない場合の通知	3 条⑤ 3 条の 2 ② (準用) 3 条の 3 ③ (準用)	
4 1の許可への条件の付与	3 条⑥ 3 条の 2 ② (準用) 3 条の 3 ③ (準用)	
5 営業者たる法人の合併又は分割の承認	3 条の 2 ①	
6 営業者の相続の承認	3 条の 3 ①	
7 報告聴取及び立入検査	7 条①	
8 構造設備基準に適合させるための措置命令	7 条の 2	
9 営業の許可の取り消し及び営業の停止命令	8 条	
10 意見の聴取	8 条の 2	
<b>【旅館業法施行令】</b>		
1 ホテル営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定	1 条① 1 1 号 (法 9 条の 2)	
2 旅館営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定	1 条② 1 0 号 (法 9 条の 2)	
3 簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定	1 条③ 7 号 (法 9 条の 2)	
4 下宿営業の施設に係る構造設備の基準を定める条例の制定	1 条④ 5 号 (法 9 条の 2)	
<b>【公衆浴場法】</b>		



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
1 公衆浴場の許可	2条①	
2 許可を与えない場合の通知	2条②	
3 許可の条件の付与	2条④	
4 営業者の地位の継承の届出	2条の2②	
5 療養のために利用される公衆浴場の許可	4条	
6 報告聴取及び立入検査	6条①	
7 営業の許可の取り消し及び営業停止命令	7条①	
<b>【死体解剖保存法】</b>		
1 死体の全部又は一部の保存の許可	19条①	
<b>【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】</b>		
1 相談指導	47条①自治令174条の36の2①	
2 精神障害者への医療施設の紹介	47条②自治令174条の36の2①	
<b>【動物の愛護及び管理に関する法律】</b>		
1 犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定	35条①②	
2 動物の愛護を目的とする団体等への犬及びねこの引取りの委託	35条④	
3 負傷動物等の発見者からの通報の受理	36条①	
4 負傷動物等の収容	36条②	
5 犬及びねこの引取り等に際し、犬及びねこの繁殖制限措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言の実施	37条②	
6 動物愛護推進員の委嘱	38条①	●
7 動物愛護推進の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うための協議会を組織	39条	●
<b>【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】</b>		
1 医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第12条第1項	
2 医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第12条第2項	
3 医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第12条第3項	
4 医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第12条第4項	
5 獣医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第13条第1項	
6 獣医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第13条第3項	
7 獣医師の届出及び厚生労働大臣への報告	第13条第4項	
8 五類感染症の患者の診断の届出等の受理及び厚生労働大臣への報告	第14条第2項	
9 五類感染症の患者の診断の届出等の受理及び厚生労働大臣への報告	第14条第3項	
10 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査並びに調査結果の厚生労働大臣への報告	第15条第1項	
11 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査並びに調査結果の厚生労働大臣への報告	第15条第5項	
12 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査並びに調査結果の厚生労働大臣への報告	第15条第6項	
13 検疫所長との連携、厚生労働大臣への報告	第15条の2第1項	
14 検疫所長との連携、厚生労働大臣への報告	第15条の2第2項	
15 検疫所長との連携、厚生労働大臣への報告	第15条の2第3項	
16 新型インフルエンザ等感染症に関する検疫所長との連携、質問・調査の実施、厚生労働大臣への報告	第15条の3第1項	
17 新型インフルエンザ等感染症に関する検疫所長との連携、質問・調査の実施、厚生労働大臣への報告	第15条の3第2項	
18 新型インフルエンザ等感染症に関する検疫所長との連携、質問・調査の実施、厚生労働大臣への報告	第15条の3第3項	
19 新型インフルエンザ等感染症に関する検疫所長との連携、質問・調査の実施、厚生労働大臣への報告	第15条の3第4項	
20 情報の公表	第16条第1項	
21 協力の要請	第16条の2	
22 健康診断の勧告及び実施	第17条第1項	
23 健康診断の勧告及び実施	第17条第2項	
24 健康診断の勧告及び実施	第17条第3項	
25 健康診断の勧告及び実施	第17条第4項	
26 就業制限	第18条第1項	
27 就業制限	第18条第3項	
28 就業制限	第18条第4項	
29 就業制限	第18条第5項	
30 就業制限	第18条第6項	
31 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第19条第1項	
32 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第19条第2項	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
33 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第19条第3項	
34 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第19条第5項	
35 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第19条第7項	
36 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第1項	
37 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第2項	
38 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第3項	
39 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第4項	
40 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第5項	
41 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第6項	
42 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告等	第20条第8項	
43 移送	第21条	
44 退院	第22条第1項	
45 退院	第22条第2項	
46 退院	第22条第3項	
47 退院	第22条第4項	
48 入院に係る書面による通知	第23条	
49 感染症の診査に関する協議会の設置	第24条第1項	
50 感染症の診査に関する協議会の設置	第24条第2項	
51 感染症の診査に関する協議会の委員の任命	第24条第5項	
52 入院患者からの苦情への対応	第24条の2第1項	
53 入院患者からの苦情への対応	第24条の2第2項	
54 入院患者からの苦情への対応	第24条の2第3項	
55 審査請求事件の厚生労働大臣への移送及び通知	第25条第4項	
56 感染症の病原体に汚染された場所の消毒	第27条第1項	
57 感染症の病原体に汚染された場所の消毒	第27条第2項	
58 ねずみ族、昆虫等の駆除	第28条第1項	
59 ねずみ族、昆虫等の駆除	第28条第2項	
60 物件に係る措置	第29条第1項	
61 物件に係る措置	第29条第2項	
62 死体の移動制限等	第30条第1項	
63 死体の移動制限等	第30条第2項	
64 生活の用に供される水の使用制限等	第31条第1項	
65 生活の用に供される水の使用制限等	第31条第2項	
66 建物に係る立入の制限又は禁止の措置	第32条第1項	
67 建物に係る立入の制限又は禁止の措置	第32条第2項	
68 交通の制限又は遮断	第33条	
69 質問及び調査	第35条第1項	
70 消毒等に係る書面による通知	第36条第1項	
71 消毒等に係る書面による通知	第36条第2項	
72 消毒等に係る書面による通知	第36条第3項	
73 入院患者の医療	第37条第1項	
74 入院患者の医療	第37条第2項	
75 入院患者の医療	第37条第3項	
76 結核患者の医療	第37条の2第1項	
77 結核患者の医療	第37条の2第2項	
78 結核患者の医療	第37条の2第3項	
79 感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	第38条第2項	
80 感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	第38条第3項	
81 感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	第38条第7項	
82 感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	第38条第8項	
83 感染症指定医療機関の指定、指導、指定の取消し	第38条第9項	
84 他の法律による医療に関する給付との調整	第39条第1項	
85 他の法律による医療に関する給付との調整	第39条第3項	
86 診療報酬の請求、支払	第40条第1項	
87 診療報酬の請求、支払	第40条第2項	
88 診療報酬額の決定	第40条第3項	
89 診療報酬額の決定に当たっての審査機関の意見聴取	第40条第5項	
90 診療報酬の請求、支払	第40条第6項	
91 緊急時等の医療に係る特例	第42条第1項	
92 感染症指定医療機関に対する報告の請求等	第43条第1項	
93 感染症指定医療機関に対する報告の請求等	第43条第2項	
94 新型インフルエンザ等感染症の感染を防止するための協力	第44条の3第1項	
95 新型インフルエンザ等感染症の感染を防止するための協力	第44条の3第2項	
96 新型インフルエンザ等感染症の感染を防止するための協力	第44条の3第4項	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
97 新型インフルエンザ等感染症の感染を防止するための協力	第44条の3第5項	
98 新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告	第44条の5第1項	
99 新感染症に係る健康診断	第45条第1項	
100 新感染症に係る健康診断	第45条第2項	
101 新感染症に係る健康診断	第45条第3項	
102 新感染症の所見がある者の入院の勧告等	第46条第1項	
103 新感染症の所見がある者の入院の勧告等	第46条第2項	
104 新感染症の所見がある者の入院の勧告等	第46条第3項	
105 新感染症の所見がある者の入院の勧告等	第46条第4項	
106 新感染症の所見がある者の入院の勧告等	第46条第5項	
107 新感染症の所見がある者の入院の勧告等	第46条第7項	
108 新感染症の所見がある者の移送	第47条	
109 新感染症の所見がある者の退院	第48条第1項	
110 新感染症の所見がある者の退院	第48条第2項	
111 新感染症の所見がある者の退院	第48条第3項	
112 新感染症の所見がある者の退院	第48条第4項	
113 新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知	第49条	
114 新感染症に係る消毒その他の措置	第50条第1項	
115 新感染症に係る消毒その他の措置	第50条第2項	
116 新感染症に係る消毒その他の措置	第50条第3項	
117 新感染症に係る消毒その他の措置	第50条第4項	
118 新感染症に係る消毒その他の措置	第50条第7項	
119 新感染症の感染を防止するための協力	第50条の2第1項	
120 新感染症の感染を防止するための協力	第50条の2第2項	
121 新感染症の感染を防止するための協力	第50条の2第4項	
122 厚生労働大臣の技術的指導及び助言	第51条第1項	
123 厚生労働大臣の技術的指導及び助言	第51条第2項	
124 厚生労働大臣の技術的指導及び助言	第51条第3項	
125 厚生労働大臣の指示	第51条の2第1項	
126 厚生労働大臣の指示	第51条の2第2項	
127 新感染症に係る経過の報告	第52条第1項	
128 結核の定期的健康診断	第53条の2第2項	
129 通報又は報告	第53条の7第1項	
130 他の行政機関との協議	第53条の8第1項	
131 他の行政機関との協議	第53条の8第2項	
132 結核患者の届出の通知	第53条の10	
133 病院管理者の届出	第53条の11第1項	
134 病院管理者の届出	第53条の11第2項	
135 病院管理者の届出	第53条の12第1項	
136 精密検査	第53条の13	
137 家庭訪問指導	第53条の14	
138 検査に基づく措置	第56条第1項	
139 検査に基づく措置	第56条第2項	
140 厚生労働大臣と警察庁長官等との関係	第56条の38第7項	
141 都道府県の負担	第59条	
142 都道府県の補助	第60条第1項	
143 費用の徴収	第63条第4項	
144 厚生労働大臣の指示	第63条の2第1項	
<b>【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令】</b>		
1 都道府県の補助	第26条第1項	
<b>【地域保健法】</b>		
1 保健所の設置	第5条①	
2 保健所による企画、調整、指導及びこれらに必要な事業の実施	第6条	
3 地域住民の健康の保持及び増進を図るための事業の実施（第6条に定める事業以外）	第7条	
4 保健所の職員の配置	第10条	
5 保健所の支所の設置	第12条	
<b>【地域保健法施行令】</b>		
1 保健所又は支所を設置した際の厚生労働大臣への報告	第3条	
2 保健所の業務を行うために必要な設備	第7条	
3 保健所の業務を行うために必要な設備施設の利用又は保健所において行う業務に係る使用料等の設定又は変更に関する厚生労働大臣への報告	第8条①	
4 毎月の保健所の事業成績の厚生労働大臣への報告	第10条	
<b>【理容師法】</b>		
1 業務に関する衛生措置の基準の設定（条例制定）	第9条③	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
2 理容師の業務停止	第10条②(第17条)	
3 理容所の開設の届出	第11条①(第17条)	
4 届出事項の変更、理容所の廃止の届出	第11条②(第17条)	
5 理容所開設における使用前の検査	第11条の2(第17条)	
6 開設者の地位の承継の届出	法第11条の3②(第17条)	
7 理容所について講ずべき措置の設定(条例制定)	法第12条④	
8 立入検査	法第13条①(第17条)	
9 閉鎖命令	法第14条①(第17条)	
<b>【理容師法施行令】</b>		
理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(条例制定)	第4条3号	
<b>【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律】</b>		
1 施術者に対する指示	第8条①	
<b>【予防接種法】</b>		
1 定期予防接種の実施	第3条①	
2 保健所長への委任	第9条	
<b>【予防接種法施行令】</b>		
1 市町村長の報告	第7条	
<b>【温泉法】</b>		
1 温泉の利用の許可	第15条①	
2 温泉の利用の許可の条件の付加及び変更	第15条④	
3 温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割による地位の承継の承認	第16条①	
4 温泉の利用の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認	第17条①	
5 温泉の成分等の掲示の届出の受理	第18条④	
6 温泉の成分等の掲示の内容の変更命令	第18条⑤	
7 温泉の利用の許可の取消し	第31条①	
8 温泉の利用の制限又は危害予防措置の命令	第31条②	
9 温泉利用の制限又は危害予防措置の命令に係る聴聞	第33条①	
10 公衆衛生上の見地からの報告の徴収	第34条	
11 公衆衛生上の見地からの立入検査	第35条①	
<b>【化製場等に関する法律】</b>		
1 例外的な死亡獣畜の解体等の許可	第2条②	
2 化製場等の設置の許可	第3条①	
3 化製場等の変更の届出の受理	第3条②	
4 化製場等の設置の許可	第4条	
5 報告の要求等	第6条	
6 構造設備の改善命令	第6条の2	
7 許可の取消等	第7条	
8 魚介類等を原料とする油脂等の製造等への準用	第8条[2~7に限る。]	
9 動物の飼養又は収容の許可	第9条②	
10 動物の飼養又は収容の許可	第9条②	
11 動物の飼養等に関する届出の受理	第9条④	
12 動物の飼養施設等への準用	第9条⑤	
<b>【医療法】</b>		
1 往診医師等に対する物件の提出命令	第5条②	
2 違反広告を行った者に対する報告の徴収、立入検査	第6条の8①	
3 違反広告を行った者に対する中止・是正命令	第6条の8②	
4 医療機関の開設許可	第7条①	
5 医療機関における病床の種別変更の許可	第7条②	
6 許可要件に適合する場合の取扱い	第7条④	
7 診療所等開設の届出	第8条	
8 病院等の休止の届出	第8条の2②	
9 病院等の廃止の届出	第9条①	
10 病院等の開設者の死亡又は失踪の際の届出	第9条②	
11 開設者の管理等	第12条①	
12 開設者の管理等	第12条②	
13 エックス線装置を備えた場合の届出	第15条③	
14 専属薬剤師必置に関する許可(医療法施行令第1条による読み替えを含む。)	第18条	
15 施設の使用制限命令等	第24条①	
16 報告の徴収、立入検査(医療法施行令第1条による読み替えを含む。)	第25条①	
17 物件の提出命令(医療法施行令第1条による読み替えを含む。)	第25条②	
18 医療監視員の任命	第26条①	
19 使用許可(医療法施行令第1条による読み替えを含む。)	第27条	
20 管理者の変更命令	第28条	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
21 開設許可の取消等	第29条①	
22 弁明の機会の付与	第30条	
23 緊急時の事務執行	第71条の3①②	
<b>【医療法施行令】</b>		
1 刑事施設等に設けられた病院又は診療所に対する法第25条第1項に基づく立入検査	第2条	
2 医療機関開設者の住所等の変更の届出	第4条①	
3 医療機関開設者の住所等の変更の届出	第4条③	
4 開設後の届出	第4条の2①	
5 開設後に届け出た事項に変更があったときの届出	第4条の2②	
6 病院報告の送付	第4条の8④	
<b>【クリーニング業法】</b>		
1 開設の届出	第5条①(第14条①)	
2 洗濯物の受取及び引渡しをする営業者の届出	第5条②(第14条①)	
3 届出事項の変更又は廃止の届出	第5条③(第14条①)	
4 構造設備の検査及び確認	第5条の2(第14条①)	
5 営業者の地位の承継の届出	第5条の3②(第14条①)	
6 業務の停止命令	第9条(第14条①)	
7 立入検査	第10条(第14条①)	
8 措置命令	第10条の2(第14条①)	
9 営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止命令	第11条(第14条①)	
<b>【狂犬病予防法】</b>		
1 法律の一部準用の厚生労働大臣への報告	第2条③	
2 狂犬病予防員の任命	第3条①	
3 未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	第6条②	
4 未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	第6条⑤	
5 未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	第6条⑩	
6 狂犬病等にかかった犬等の報告	第8条①	
7 狂犬病等にかかった犬等の報告	第8条②	
8 狂犬病等にかかった犬等の報告	第8条③	
9 狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令	第10条	
10 狂犬病発生時の犬の一せいで検診及び予防注射	第13条	
11 犬等の病性鑑定のための措置	第14条①	
12 犬の移動の制限	第15条	
13 狂犬病発生時の交通の遮断又は制限	第16条	
14 狂犬病発生時の犬の集合施設の禁止	第17条	
15 狂犬病発生時のけい留されていない犬の抑留	第18条①	
16 狂犬病発生時のけい留されていない犬の薬殺	第18条の2①	
17 抑留場の設置	第21条	
<b>【狂犬病予防法施行令】</b>		
1 法第8条第2項の規定による保健所長から都道府県知事への報告の経由	第6条	
2 法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	第7条①	
3 法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	第7条③	
4 法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	第7条④	
5 法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺する旨の周知	第8条	
<b>【毒物及び劇物取締法】</b>		
1 毒物又は劇物の販売業の登録	第4条①	
2 毒物又は劇物の販売業の登録申請の受理	第4条③	
3 毒物又は劇物の販売業者による毒物劇物取扱責任者に係る届出の受理	第7条③	
4 毒物又は劇物の販売業者による登録事項の変更の届出の受理	第10条①	
5 毒物又は劇物の販売業に対する廃棄物の回収等の命令	第15条の3	
6 毒物又は劇物の販売業者に対する立入検査等	第17条②	
7 毒物又は劇物の販売業者に対する改善命令	第19条①	
8 毒物又は劇物の販売業者に対する登録の取消	第19条②	
9 毒物又は劇物の販売業者に対する不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令	第19条③	
10 毒物又は劇物の販売業者に対する登録の取消等	第19条④	
11 毒物又は劇物の販売業者に対する登録取消処分等に係る聴聞等の通知等	第20条	
12 毒物又は劇物の販売業者に対する登録失効時の届出の受理等	第21条	
13 毒物又は劇物の業務上取扱者の届出の受理等	第22条①	
14 毒物又は劇物の業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令	第22条④ (第15条の3準用)	
15 毒物又は劇物の業務上取扱者に対する立入検査等	第22条④ (第17条②準用)	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
16 毒物又は劇物の業務上取扱者に対する不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令	第22条④ (第19条③準用)	
17 第22条第1項に規定する者以外の毒物又は劇物取扱者に対する立入検査等	第22条⑤ (第17条②準用)	
18 法令に違反していると認める毒物又は劇物取扱者に対する必要な措置の命令等	法第22条⑥	
<b>【毒物及び劇物取締法施行令】</b>		
1 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用して害虫の防除を行う際の届出の受理	第18条②	
2 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用して害虫の防除を行う際の届出の受理	第24条②	
3 毒物又は劇物の販売業の登録票の交付等	第33条	
4 毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	第35条②	
5 毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	第36条②	
6 毒物又は劇物の販売業の登録票の返納の受理(再交付の場合)	第36条③	
7 毒物又は劇物の販売業の登録票の返納の受理(業務停止等の場合)	第36条の2①	
8 毒物又は劇物の販売業の業務停止期間満了後の登録票の交付	第36条の2②	
9 毒物又は劇物の販売業の登録簿の備え	第36条の3①	
<b>【検疫法】</b>		
1 仮検疫済証の交付	第18条③	
2 仮検疫済証の交付	第18条⑤	
3 都道府県知事等との連携	第26条の3①	
4 費用の支弁及び負担	第33条	
<b>【と畜場法】</b>		
1 と畜場の設置の許可	第4条①	
2 と畜場の設置の許可に関する申請書の受理	第4条②	
3 と畜場の変更の届出の受理	第4条③	
4 と畜場の設置の許可	第5条①	
5 許可を受けたと畜場に対する制限	第5条②	
6 衛生管理者に関する届出の受理	第7条⑥	
7 衛生管理者の解任の命令	第8条	
8 作業衛生責任者への準用	第10条②[6,7に限る。]	
9 と畜場使用料等の認可	第12条①	
10 例外的なとさつの届出の受理	第13条①	
11 例外的なとさつ等に対する指示	第13条③	
12 とさつの検査	第14条①	
13 解体の検査	第14条②	
14 解体の検査	第14条③	
15 例外的なとさつ等への準用	第14条④[12~14に限る。]	
16 特定疾病の検査	第14条⑤	
17 とさつ解体の禁止等	第16条	
18 報告の徴収等	第17条①	
19 と畜場の設置の許可の取消し等	第18条①	
20 とさつ等の停止命令	第18条②	
21 と畜検査員の任命	第19条①	
22 と畜検査員の事務	第19条②	
23 厚生労働大臣からの調査の要請等	第20条	
<b>【と畜場法施行令】</b>		
1 例外的なとさつの許可	第4条	
2 例外的な牛の皮等の持出しの許可	第5条①	
3 厚生労働大臣が行うこととされている確認検査の代理	第6条④	
4 検査の申請書の受理	第7条	
5 検印の押捺	第9条	
<b>【歯科技工士法】</b>		
1 歯科技工所開設の届出	第21条	
2 歯科技工所の構造設備の改善命令	第24条	
3 歯科技工所の使用禁止命令	第25条	
4 歯科技工所に対する報告の徴収及び立入検査	第27条①	
<b>【美容師法】</b>		
1 業務に関する衛生措置の基準の設定(条例制定)	第8条③	
2 美容師の業務停止	第10条②(第20条)	
3 美容所の開設の届出	第11条第1項(第20条)	
4 届出事項の変更、美容所の廃止の届出	第11条②(第20条)	
5 美容所開設における使用前の検査	第12条(第20条)	
6 開設者の地位の承継の届出	第12条の2②(第20条)	
7 美容所について講ずべき措置の設定(条例制定)	第13条	



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
8 立入検査	第14条①(第20条)	
9 閉鎖命令	第15条①(第20条)	
<b>【美容師法施行令】</b>		
1 美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(条例制定)	第4条③	
<b>【臨床検査技師等に関する法律】</b>		
1 衛生検査所の登録事務	第20条の3①	
2 基準に適合しない申請の取扱い	第20条の3②	
3 登録の変更の届出	第20条の4①	
4 廃止、休止、若しくは再開したときの届出	第20条の4③	
5 検体検査用放射性同位元素を備えようとするときの届出	第20条の4④	
6 報告及び検査	第20条の5①	
7 衛生検査所に対する指示	第20条の6	
8 登録の取り消し等	第20条の7	
9 聴聞等の方法の特例	第20条の8	
<b>【薬事法】</b>		
1 薬局開設の許可	第4条①	
2 薬局管理者の薬事事務を行う場所の拡大の許可	第7条③	
3 薬局の休廃止等の届出の受理	第10条	
4 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可	第12条①	
5 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可更新に関する事務	第12条②	
6 薬局製造販売医薬品の製造業の許可	第13条①	
7 薬局製造販売医薬品製造業許可の更新に関する事務	第13条③	
8 薬局製造販売医薬品製造業の構造設備の調査に関する事務	第13条⑤	
9 薬局製造販売医薬品製造業に係る許可区分の追加・変更に関する事務	第13条⑥	
10 薬局製造販売医薬品製造業に係る許可区分の追加・変更に関する事務の準用に関する事務	第13条⑦	
11 薬局製造販売医薬品の承認に関する事務	第14条①	
12 薬局製造販売医薬品製造販売の承認の一部変更に関する事務	第14条⑨	
13 薬局製造販売医薬品製造販売の承認の軽微な変更に関する事務	第14条⑩	
14 薬局製造販売医薬品製造販売業者に係る品目毎の届出に関する事務	第14条の9①	
15 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る品目毎の届出の変更に関する事務	第14条の9②	
16 薬局製造販売医薬品製造販売業者に係る休廃止等の届出に関する事務	第19条①	
17 薬局製造販売医薬品製造業者に係る休廃止等の届出に関する事務	第19条②	
18 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請等の経由事務	第21条①	
19 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請等の経由事務	第21条②	
20 店舗販売業の許可	第26条①	
21 店舗管理者の薬事事務を行う場所の拡大の許可	第28条③	
22 薬局製造販売医薬品の製造販売業者等への立入検査等	第69条①	
23 薬局開設者及び店舗販売業者への立入検査等	第69条②	
24 医薬品等を業務上扱う者への立入検査等	第69条③	
25 薬局開設者及び店舗販売業者に対する法令違反の医薬品等の廃棄等の命令	第70条①	
26 命令に従わない場合の医薬品等の廃棄等の命令	第70条②	
27 局製造販売医薬品の製造業者に対する医薬品等の検査命令	第71条	
28 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する製造、販売等禁止等に当てるおそれのある不適格な構造設備の改善命令等	第72条③	
29 薬局開設者及び店舗販売業者に対する許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令等	第72条④	
30 薬局開設者及び店舗販売業者に対する許可基準への適合命令	第72条の2①	
31 法令違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務改善命令	第72条の4①	
32 許可条件違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する是正命令	第72条の4②	
33 薬局開設者及び店舗販売業者に対する不適切な管理者の変更命令	第73条	
34 薬局開設者及び店舗販売業者に対する業の許可の取消	第75条①	
35 厚生労働大臣に対する薬局製造販売医薬品等の製造販売業等の業の許可取消の具申	第75条②	
36 薬局開設及び店舗販売業の許可等の更新拒否に係る通知等	第76条	
37 薬事監視員の任命	第76条の3	
<b>【薬事法施行令】</b>		
1 取扱処方箋数の届出	第2条	
2 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付等	第4条②	
3 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	第5条④	
4 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付、紛失した許可証を発見した際の返納の受理	第6条⑤	
5 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理	第7条②	
6 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の備え	第8条②	
7 薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付等	第11条②	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
8 薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	第12条④	
9 薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付、紛失した許可証を発見した際の返納の受理	第13条⑤	
10 薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理	第14条②	
11 薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳の備え	第15条②	
12 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認台帳の備え	第19条②	
13 薬局開設及び店舗販売業の許可証の交付	第44条	
14 薬局開設及び店舗販売業の許可証の書換え交付	第45条②	
15 薬局開設及び店舗販売業の許可証の再交付	第46条②	
16 紛失した薬局開設及び店舗販売業の許可証を発見した際の返納の受理	第46条③	
17 薬局開設及び店舗販売業の許可証の返納の受理	第47条	
18 薬局開設及び店舗販売業の許可台帳の備え	第48条	
19 医薬品の販売業に係る申請又は届出があった際の都道府県知事への通知	第49条②	
20 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可、製造販売の承認等	第80条①第1号	
21 薬局製造販売医薬品の製造業の許可	第80条①第2号	
22 薬局製造販売医薬品の製造販売の届出の受理	第80条①第3号	
23 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る休廃止等の届出の受理、改善命令等、総括製造販売責任者等の変更命令、許可の取消し等及び回収の報告並びに薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認の取消	第80条①第4号	
<b>【母子保健法】</b>		
1 指定養育医療機関への養育医療の給付の委託	第20条④	
2 国以外の指定養育医療機関の指定	第20条⑤	
3 国以外の指定養育医療機関の指定の取消し	第20条⑦(児童福祉法第20条⑧を準用)	
<b>【柔道整復師法】</b>		
1 柔道整復師に対する指示	第18条①	
2 施術所の開設の届出	第19条①	
3 施行所の休止又は廃止の届出	第19条②	
4 施術所に対する報告及び検査	第21条①	
5 施行所の使用制限命令等	第22条	
<b>【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】</b>		
1 特定建築物の使用の届出の受理	第5条①	
2 特定建築物に新たに該当する場合の届出の受理	第5条②	
3 特定建築物に該当しなくなった場合の届出の受理	第5条③	
4 第5条第1項から第3項までの届出受理を都道府県労働局長に通知	第5条④	
5 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者に対する処分構成労働大臣に対する申出	第7条④	
6 特定建築物所有者等に対する報告徴集、検査	第11条	
7 特定建築物の所有者等に対する改善命令等	第12条	
8 特定建築物に関する資料又は説明の要求	第13条②	
9 維持管理方法の改善等の勧告	第13条③	
<b>【有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律】</b>		
1 有害物質等の基準が定められた家庭用品の製造等の事業を行う者に対する回収命令等	第6条	
2 有害物質等の基準が定められた家庭用品の製造等の事業を行う者に対する立入検査等	第7条	
<b>【浄化槽法】</b>		
1 浄化槽設置等の届出の受理及び特定行政庁（建築主事）への経由	第5条①	●
2 届出の審査及び勧告措置	第5条②	●
3 届出に対する通知	第5条④	●
4 設置後等の水質検査の報告の受理	第7条②	●
5 設置後等の水質検査についての指導及び助言	第7条の2①	●
6 設置後等の水質検査についての勧告	第7条の2②	●
7 設置後等の水質検査についての命令	第7条の2③	●
8 使用開始の届出の受理	第10条の2①	●
9 技術管理者設置の報告書の受理	第10条の2②	●
10 浄化槽管理者の変更に関する報告書の受理	第10条の2③	●
11 定期検査についての報告の受理	第11条②で準用する第7条②	●
12 廃止の届出の受理	第11条の2①	●
13 保守点検又は清掃についての助言、指導又は勧告	第12条①	●
14 保守点検又は清掃についての改善命令及び浄化槽の使用の停止の命令	第12条②	●
15 定期検査についての指導及び助言	第12条の2①	●
16 定期検査についての勧告	第12条の2②	●
17 定期検査についての命令	第12条の2③	●
18 保守点検業に関する登録条例の制定	第48条①	



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
<b>【食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】</b>		
1 食鳥処理の事業の許可	第3条	
2 食鳥処理の事業の許可に関する申請書の受理	第4条①	
3 食鳥処理の事業の許可	第5条①	
4 食鳥処理の事業の許可	第5条②	
5 食鳥処理の事業の変更の許可	第6条①	
6 食鳥処理の事業の変更の許可	第6条②	
7 食鳥処理の事業の変更の届出の受理	第6条③	
8 食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理	第7条②	
9 食鳥処理の事業の許可の取消し等	第8条	
10 改善命令等	第9条	
11 食鳥処理衛生管理者の届出の受理	第12条⑥	
12 食鳥処理衛生管理者の解任	第13条	
13 食鳥処理の事業の休廃止等の届出の受理	第14条	
14 食鳥検査	第15条①	
15 脱羽後検査	第15条②	
16 内臓摘出後検査	第15条③	
17 検査の簡略化	第15条⑦	
18 小規模食鳥処理業者の認定	第16条①	
19 小規模食鳥処理業者の認定	第16条②	
20 認定小規模食鳥処理事業者の解任	第16条⑥	
21 認定小規模食鳥処理事業者による報告の受理	第16条⑦	
22 認定小規模食鳥処理事業者による確認規程の廃止の届出の受理	第16条⑧	
23 認定小規模食鳥処理業者に対する指導・助言	第16条⑨	
24 例外的な食鳥とたい等の持出しに関する届出の受理	第17条①	
25 食鳥の廃棄等	第20条	
26 指定検査機関への食鳥検査の委任	第21条①	
27 指定検査機関への食鳥検査の委任	第21条③	
28 指定検査機関への委任内容の公示等	第24条①	
29 指定検査機関から委任都道府県知事に対する名称変更等の届出の受理	第24条②	
30 食鳥検査の委任の届出の公示	第24条③	
31 指定検査機関から委任都道府県知事に対する食鳥検査に関する報告の受理	第25条③	
32 指定検査機関の業務規程変更に関する委任都道府県知事の意見	第28条②	
33 指定検査機関の事業計画等変更に関する委任都道府県知事の意見	第29条②	
34 指定検査機関から委任都道府県知事に対する辞表報告書等に関する報告の受理	第29条③	
35 任都道府県知事から指定検査機関に対する指示	第31条②	
36 指定検査機関の業務の休廃止に関する委任都道府県知事の意見	第32条③	
37 指定検査機関への委任解除の通知	第34条①	
38 指定検査機関への委任解除の公示等	第34条②	
39 委任都道府県知事による食鳥検査の業務の実施	第35条①	
40 指定検査機関への委任解除に関する厚生労働大臣からの通知の公示	第35条③	
41 食鳥処理事業の許可への条件付加	第36条①	
42 食鳥処理業者等に対する報告の徴収	第37条①	
43 委任都道府県知事から指定検査機関に対する報告の徴収	第37条②	
44 食鳥処理場等への立入検査	第38条①	
45 委任都道府県知事による指定検査機関への立入検査	第38条②	
46 食鳥検査を実施する職員の指定	第39条①	
47 食鳥検査等を実施する職員の事務	第39条②	
48 厚生労働大臣からの調査の要請等	第40条	
<b>【牛海綿状脳症対策特別措置法】</b>		
1 牛海綿状脳症の発生等が確認された場合に必要措置を行うこと	第3条	
2 と畜場における牛海綿状脳症に係る検査	第7条①	
3 牛の特定部位の焼却の例外的許可	第7条②	
4 協力依頼	第10条③	
5 調査研究体制の整備等	第12条	
<b>【使用済自動車の再資源化等に関する法律】</b>		
1 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言	第19条	
2 関連事業者に対する引き取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する勧告	第20条①	
3 フロン類回収業者に対するフロン類の回収に関する基準の遵守に関する勧告	第20条②	
4 関連事業者に対する勧告に係る措置の命令	第20条③	
5 引取業者の登録	第42条①	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
6 引取業者の登録の更新	第42条②	
7 引取業登録申請書の受理	第43条①	
8 引取業者登録簿への登録	第44条①	
9 引取業登録申請者への登録の通知	第44条②	
10 引取業の登録の拒否	第45条①	
11 引取業登録申請者への登録の拒否の通知	第45条②	
12 引取業者の変更の届出の受理	第46条①	
13 引取業者登録簿への変更登録	第46条②	
14 引取業変更登録届出者への変更登録の通知	第46条③	
15 引取業者登録簿の閲覧	第47条	
16 引取業者の廃業等の届出の受理	第48条①	
17 引取業者の登録の抹消	第49条	
18 引取業者の登録の取消し等	第51条①	
19 引取業者への登録の取消し等の通知	第51条②	
20 フロン類回収業者の登録	第53条①	
21 フロン類回収業者の登録の更新	第53条②	
22 フロン類回収業登録申請書の受理	第54条③	
23 フロン類回収業者登録簿への登録	第55条①	
24 フロン類回収業登録申請者への登録の通知	第55条②	
25 フロン類回収業の登録の拒否	第56条①	
26 フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知	第56条②	
27 フロン類回収業者の変更の届出の受理	第57条①	
28 フロン類回収業者登録簿への変更登録	第57条②	
29 フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知	第57条③	
30 フロン類回収業者の登録の取消し等	第58条①	
31 フロン類回収業者への登録の取消し等の通知	第58条②	
32 フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出の受理、登録の抹消	第59条	
33 解体業の許可	第60条①	
34 解体業の許可の更新	第60条②	
35 解体業許可申請書の受理	第61条①	
36 解体業許可申請者への不許可の通知	第62条②	
37 解体業者の変更の届出の受理	第63条①	
38 解体業者の廃業等の届出の受理	第64条	
39 解体業者の許可の取消し等	第66条	
40 破砕業の許可	第67条①	
41 破砕業の許可の更新	第67条②	
42 破砕業許可申請書の受理	第68条①	
43 破砕業許可申請者への不許可の通知	第69条②	
44 破砕業者の変更の許可	第70条①	
45 破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知	第70条②	
46 破砕業者の変更の届出の受理	第71条①	
47 破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等	第72条	
48 情報管理センターによる報告の受理	第88条④	
49 情報管理センターによる報告の受理	第88条⑤	
50 情報管理センターによる報告の受理	第88条⑥	
51 関連事業者に対する書面の交付等に関する勸告	第90条①	
52 関連事業者に対する書面の交付等に関する勸告に係る措置の命令	第90条③	
53 解体業等の許可に関する警視総監等への意見聴取	第125条①	
54 解体業等の許可取消しに係る警視総監等への意見聴取	第125条②	
55 警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理	第126条	
56 関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請	第127条	
57 関連事業者に対する報告徴収	第130条①	
58 情報管理センターに対する報告徴収	第130条②	
59 関連事業者に対する立入検査	第131条③	
<b>【健康増進法】</b>		
1 国民健康・栄養調査の執行に関する事務	第10条③	
2 国民健康・栄養調査の調査世帯の指定	第11条①	
3 国民健康・栄養調査員の設置	第12条	
4 専門的な栄養指導その他の保健指導の実施	第18条①	
5 栄養指導員の任命	第19条	
6 特定給食施設の設置に係る届出に関する事務	第20条①	
7 特定給食施設の変更、休止、廃止に係る届出に関する事務	第20条②	
8 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定	第21条①	
9 特定給食施設の設置者に対する栄養管理に関する指導及び助言	第22条	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
10 特定給食施設の設置者に対する勧告	第23条①	
11 特定給食施設の設置者に対する命令	第23条②	
12 特定給食施設に対する立入検査等	第24条①	
13 特別用途表示食品表示許可申請書の進達	第26条②	
14 特別用途食品の検査及び収去	第27条①	
15 栄養表示がされた食品の検査及び収去	第32条③	
16 健康保持増進効果等についての表示がされた食品の検査及び収去	第32条の3③	
<b>【構造改革特別区域法】</b>		
1 特区認定を受けた場合における、株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設・運営することができる特例（医療法）	第18条①	
2 特区認定を受けた場合における、特別養護老人ホームを設置することができる特例（老人福祉法）	第30条①	
<b>【歯科口腔保健の推進に関する法律】</b>		
口腔保健支援センターの設置	第15条①	
<b>3. 環境行政に関する事務</b>		
<b>【大気汚染防止法】</b>		
1 ばい煙発生施設の設置の届出の受理	第6条①	
2 現に設置している施設がばい煙発生施設となった旨の届出の受理	第7条①	
3 ばい煙施設の設置の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	第8条①	
4 ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設のばい煙量等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	第9条	
5 ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙発生施設の指定ばい煙が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	第9条の2	
6 ばい煙施設の設置の届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	第10条②	
7 ばい煙量等が排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	第14条①	
8 指定ばい煙が総量規制基準に適合しないときの指定ばい煙の処理の方法の改善等の措置命令	第14条③	
9 いおう酸化物に係るばい煙発生施設が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	第15条①	
10 勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	第15条②	
11 工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないときの同基準に従うべき旨の勧告	第15条の2①	
12 勧告に従わなかった者に対する当該基準に従うべき旨の命令	第15条の2②	
13 ばい煙発生施設等で発生した事故の状況に係る通報の受理	第17条②	
14 ばい煙発生施設等で発生した事故に対する必要な措置の命令	第17条③	
15 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	第17条の5①	
16 現に設置している施設が揮発性有機化合物排出施設となった旨の届出の受理	第17条の6①	
17 届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	第17条の7①	
18 届出に係る揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	第17条の8	
19 揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の改善等の命令	第17条の11	
20 届出に係る事項の内容が相当であるときの揮発性有機化合物排出施設の設置等の期間制限の短縮措置	第17条の13①(第10条②を準用)	
21 届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	第17条の13②(第11条を準用)	
22 届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	第17条の13②(第12条第3項を準用)	
23 特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	第18条の6①	
24 届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	第18条の6③	
25 現に設置している施設が特定粉じん発生施設となった旨の届出の受理	第18条の7①	
26 届出に係る特定粉じん発生施設の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの計画の変更等の命令	第18条の8	
27 特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの構造等の改善等の命令	第18条の11	
28 届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	第18条の13①(第10条②を準用)	
29 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	第18条の15①	
30 特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理（災害その他非常の事態の発生時の取扱い）	第18条の15②	
31 届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないときの計画の変更の命令	第18条の16	
32 特定粉じん排出等作業を施行する者が作業基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨の命令等	第18条の18	
33 自動車排出ガスの濃度の測定	第20条	
34 測定に基づき公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべき旨の要請	第21条①	
35 測定に基づき道路管理者等に対して道路の構造の改善等に関する意見の陳述	第21条③	
36 大気の汚染の状況の常時監視	第22条①	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
37 常時監視の結果の環境大臣への報告	第22条②	
38 大気の汚染の状況の公表	第24条	
39 国の行政機関の長に対して電気事業法等の規定による措置を執るべきことの要請	第27条④	
40 要請を受けて講じた措置についての国の行政機関の長からの通知の受理	第27条⑤	
41 指定物質の排出又は飛散の抑制についての勧告	附則第10項	
42 指定物質排出施設設置者からの報告徴収	附則第11項	
【大気汚染防止法施行令】		
1 ばい煙発生施設設置者からの報告徴収	1 2条①	
2 職員によるばい煙発生施設等の立入検査の実施	1 2条②	
3 特定施設設置者からの事故の状況等の報告徴収及び職員による特定施設等の立入検査の実施	1 2条③	
4 揮発性有機化合物排出施設設置者からの報告の受理及び職員による揮発性有機化合物排出施設等の立入検査の実施	1 2条④	
5 特定粉じん排出者からの報告徴収及び職員による特定粉じん発生施設等の立入検査の実施	1 2条⑥	
6 特定工事施工者からの報告徴収及び職員による特定工事の場所への立入検査の実施	1 2条⑦	
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】		
1 一般廃棄物処理施設の設置の許可	第8条第①	
2 1の許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	第8条④	
3 1の許可に係る有識者からの事前の意見聴取	第8条の2③	
4 1の許可を受けた施設の使用前検査	第8条の2⑤	
5 1の許可を受けた施設の定期検査	第8条の2の2①	
6 特定一般廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	第8条の5④	
7 1の許可の変更許可	第9条①	
8 7の変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	第9条②(第8条④を準用)	
9 7の変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	第9条②(第8条の2③を準用)	
10 7の変更許可を受けた施設の使用前検査	第9条②(第8条の2⑤を準用)	
11 許可の軽微な変更等の届出の受理	第9条③	
12 埋立処分終了の届出の受理	第9条④	
13 最終処分場の廃止の確認	第9条⑤	
14 最終処分場の廃止の確認	第9条の2の3②	
15 1の許可の欠格要件該当の届出の受理	第9条⑥	
16 一般廃棄物処理施設に係る改善命令等	第9条の2①	
17 1の許可の取消し	第9条の2の2①	
18 1の許可の取消し	第9条の2の2②	
19 熱回収施設設置者の認定	第9条の2の4①	
20 19の認定の取消し	第9条の2の4⑤	
21 一般廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	第9条の5①	
22 施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	第9条の6①	
23 施設設置者の相続人の届出の受理	第9条の7②	
24 適正な処理を確保するために必要な場合の産業廃棄物の処理	第11条③	
25 事業者が行う産業廃棄物の保管の事前届出の受理	第12条③	
26 事業者が行う産業廃棄物の保管の事後届出の受理	第12条④	
27 産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	第12条⑩	
28 事業者が行う特別管理産業廃棄物の事前保管の届出の受理	第12条の2③	
29 事業者が行う特別管理産業廃棄物の事後保管の届出の受理	第12条の2④	
30 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	第12条の2⑫	
31 産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等	第12条の6	
32 産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	第14条⑥	
33 特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	第14条の4⑥	
34 産業廃棄物処理施設の設置の許可	第15条①	
35 34の許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	第15条④	
36 産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る関係市町村の長への通知及び意見聴取	第15条⑤	
37 34の許可に係る有識者からの事前の意見聴取	第15条の2③	
38 34の許可を受けた施設の使用前検査	第15条の2⑤	
39 34の許可を受けた施設の定期検査	第15条の2の2①	
40 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	15条の2の4(第8条の5④を準用)	
41 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合の届出の受理	第15条の2の5	
42 34の許可の変更許可	第15条の2の6①	
43 42の変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	第15条の2の6②(第15条④を準用)	
44 42の変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	第15条の2の6②(第15条の2③を準用)	
45 42の変更許可を受けた施設の使用前検査	第15条の2の6②	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
46 許可の軽微な変更等の届出の受理	第15条の2の6③(第9条③を準用)	
47 埋立処分終了の届出の受理	第15条の2の6③項(第9条④を準用)	
48 最終処分場の廃止の確認	第15条の2の6③(第9条⑤を準用)	
49 最終処分場の廃止の確認	第15条の3の2第2項(第9条⑤を準用)	
50 産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件該当の届出の受理	第15条の2の6③(第9条⑥を準用)	
51 産業廃棄物処理施設に係る改善命令等	第15条の2の7①	
52 34の許可の取消し	第15条の3	
53 熱回収施設設置者の認定	第15条の3の3①	
54 53の認定の取消し	第15条の3の3⑤	
55 産業廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	第15条の4(第9条の5①を準用)	
56 施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	第15条の4(第9条の6①を準用)	
57 施設設置者の相続人の届出の受理	第15条の4(第9条の7②を準用)	
58 指定区域の指定	第15条の17	
59 土地の形質の変更届出の受理及び計画変更命令	第15条の19	
60 事業者等に対する報告聴取	第18条①	
61 事業者等に対する立入検査	第19条①	
62 産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令	第19条の3②	
63 産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令	第19条の5①	
64 63の命令書の交付	第19条の5②(第19条の4②を準用)	
65 排出事業者等に対する措置命令	第19条の6①	
66 65の命令書の交付	第19条の6②(第19条の4②を準用)	
67 生活環境保全上の支障の除去等の措置、その公告	第19条の8①	
68 67の除去用の措置を行う場合の適正処理推進センターへの協力要請	第19条の9	
69 土地の形質の変更に関する措置命令	第19条の10①	
70 69の命令書の交付	第19条の10②(第19条の4②を準用)	
71 廃棄物処理施設の廃止の届出に係る台帳の調製・保管	第19条の11①	
72 関係人から請求があった場合の届出台帳の閲覧	第19条の11③	
73 環境衛生指導員の任命	第20条	
74 産業廃棄物等の許可等及びその取消に関する県警本部長等からの意見聴取	第23条の2①	
75 関係行政機関、関係地方公共団体への照会、協力要請	第23条の5	
<b>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】</b>		
1 認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	第5条の5	
2 認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	第7条の4(第5条の5を準用)	
<b>【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律】</b>		
1 公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理	第3条③	
2 公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理	第4条③(第3条③を準用)	
3 公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理	第5条③(第3条③を準用)	
4 公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理	第6条②(第3条③を準用)	
5 特定事業者の地位の承継に関する届出の受理	第6条の2②	
6 法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令	第10条	
7 公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査	第11条①	
<b>【瀬戸内海環境保全特別措置法】</b>		
1 特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの)の設置の許可	第5条①	
2 1の許可申請があった場合の概要告示及び書面縦覧	第5条④	
3 2の告示を行った場合の関係府県知事及び市町村の長への通知と意見聴取	第5条⑤	
4 2の告示を行ったときの利害関係者からの意見の受付	第5条⑥	
5 1の許可を受けたものとみなされる者からの届出の受理	第7条②	
6 1の許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る許可	第8条①	
7 6の許可に関する2、3、4の事務	第8条③	
8 1の許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なもの)に係る届出の受理	第8条④	
9 1の許可を受けた事項の変更のうち氏名等に関する届出の受理	第9条	
10 1の許可を受けた者の地位を承継した者からの届出の受理	第10条③	
11 1又は3の許可を得ないで当該行為を行った者に対する措置命令	第11条	
12 1の許可を受けたものとみなされた者からの届出の受理	附則第2条⑤	
<b>【ダイオキシン類対策特別措置法】</b>		
1 特定施設の設置の届出の受理	第12条①	
2 新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	第13条①②	
3 特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	第14条①	



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
4 特定施設の設置又は構造変更の届出に係る特定施設の排出ガス等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	第15条	
5 特定施設の設置又は構造変更の届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場のダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	第16条	
6 特定施設の設置又は構造変更の届出に係る事項の内容が相当であるときの特定施設の設置等の期間制限の短縮措置	第17条②	
7 特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	第18条	
8 特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	第19条③	
9 大気基準適用施設等の排出口において排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	第22条①	
10 総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときの発生ガスの処理方法の改善等の措置命令	第22条③	
11 特定施設の事故時における事故状況の通報の受理	第23条②	
12 特定施設の事故時における必要な措置命令	第23条③	
13 特定施設の事故時における事故状況の通報、必要な措置命令時の環境大臣への報告	第23条④	
14 大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視	第26条①	
15 常時監視の結果についての環境大臣への報告	第26条②	
16 国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定	第27条①	
17 国の地方行政機関の長等からの調査測定の結果の受理	第27条②	
18 国の地方行政機関の長等との協議を行った上での調査測定の結果及び国の地方行政機関の長等より受理した結果についての公表	第27条③	
19 調査測定のための職員による土地への立入り等	第27条④	
20 大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告の受理	第28条③	
21 大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告を受けた測定結果の公表	第28条④	
22 特定施設に対する報告聴取及び立入検査	第34条①	
23 適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	第35条②	
24 適用除外法の所管行政庁に対する要請	第35条③	
25 適用除外法の所管行政庁に対する要請があった場合に講じた措置についての、適用除外法の所管行政庁からの通知の受理	第35条④	
26 電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	第35条⑤	
27 関係行政機関の長等へ協力要請等	第36条②	
<b>【ダイオキシン類対策特別措置法施行令】</b>		
1 大気基準適用施設設置者からの報告の受理	第7条①	
2 水質基準対象施設設置者からの報告の受理	第7条②	
3 職員による大気基準適用施設設置工場等の立入検査の実施	第7条③	
4 職員による水質基準適用事業場等の立入検査の実	第7条④	
<b>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】</b>		
1 発注者からの申告等の受理	第18条②	
2 対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告	第19条	
3 対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令	第20条	
4 対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	第42条②	
5 対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	第43条①	
<b>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令】</b>		
1 対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	第6条③	
2 対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査	第7条	
<b>【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法】</b>		
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分に関する届出	第8条	
2 1の保管・処分の状況の公表	第9条	
3 事業者の地位の承継人からの届出の受理	第12条②	
4 事業者に対する指導・助言	第14条	
5 事業者に対する改善命令	第16条	
6 事業者等からの報告聴取	第17条	
7 事業者等の事務所等への立入検査等	第18条①	
<b>4. 都市計画・建設行政に関する事務</b>		
<b>【屋外広告物法】</b>		
1 良好な景観又は風致を維持するため、特定の地域又は場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	第3条①	●
2 良好な景観又は風致を維持するため、特定の物件への広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	第3条②	●
3 公衆に対する危害を防止するため、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	第3条③	●

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
4 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の制限	第4条	●
5 良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示の方法の基準等の設定	第5条	●
6 1から5までに違反した者等に対する表示等の停止、除却等の措置命令	第7条①	●
7 6の命令を行う場合で、違反者等を確知できないときに係る代執行	第7条②	●
8 6の命令を行った場合で、違反者が履行しないとき等に係る代執行	第7条第3項	●
9 はり紙、はり札、広告旗、立看板等の除却	第7条第4項	●
10 7及び9による除却広告物等の保管	第8条①	●
11 10の返還のための公示	第8条②	●
12 10により保管した除却広告物等について、滅失等のおそれがあるとき等において、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管すること	第8条③	●
13 12において買受人がないとき等における当該広告物等の廃棄	第8条④	●
14 屋外広告業を営もうとする者の登録の義務付け	第9条	
15 屋外広告業を営む者に対する必要な指導、助言及び勧告	第11条	
【公有地の拡大の推進に関する法律施行令】		
1 指定都市等が設立した土地開発公社に係る他の法令の準用	第9条①	
【農住組合法】		
1 交換分合計画の認可	第9条①	
2 交換分合計画の認可に際しての農業委員会からの意見の聴取	第11条(土地改良法99条④を準用)	
3 交換分合計画の認可の申請があった旨の公告、計画書の縦覧	第11条(土地改良法99条⑤を準用)	
4 交換分合計画の認可の申請があった旨の公告に係る関係者への通知	第11条(土地改良法99条⑥を準用)	
5 関係者からの異議の申出の受理	第11条(土地改良法99条⑦を準用)	
6 関係者からの異議の申出に対する決定	第11条(土地改良法99条⑧を準用)	
7 異議の申出に対する決定に際しての農業会議の意見聴取	第11条(土地改良法99条⑩を準用)	
8 交換分合計画を認可した旨の公告	第11条(土地改良法99条⑫を準用)	
9 交換分合計画の認可の公告後の土地の形質変更に対する許可	第11条(土地改良法109条を準用)	
10 交換分合計画の認可の公告後の損失補償を伴う土地の形質変更等に対する許可	第11条(土地改良法122条②を準用)	
11 仮理事の選任	第33条の6	●
12 財産の状況又は職務の執行に関する監事からの報告の受理	第33条の7③	
13 定款及び事業基本方針の変更認可	第48条②	●
14 定款及び事業基本方針の変更に関する報告書の提出要求及び変更の認可	第48条③(48条②を準用)	●
15 設立の認可の申請受理	第67条①	
16 設立に関する報告書の提出の要求	第67条②	
17 設立の認可に当たっての意見聴取	第68条第4項	
18 解散の決議の認可	第71条②	●
19 解散に関する報告書の提出要求及び解散の認可	第71条③	●
20 組合員が3人未満になったことによる解散の届出の受理	第71条⑤	●
21 合併の認可の申請受理	第72条②	
22 合併に関する報告書の提出の要求及び合併の認可	第72条③	
23 裁判所からの意見要求及び調査囑託の受理	第78条の2③	●
24 裁判所への意見提出	第78条の2④	●
25 清算終了に関する報告書の受理	第79条の2	●
26 必要な報告の聴取、提出命令	第81条	
27 業務又は会計状況の検査	第82条①②	●
28 法令等の違反に対する措置	第83条①②	●
29 解散命令	第84条	●
30 議決、選挙及び当選の取消し	第85条①②	●
【多極分散型国土形成促進法】		
1 振興拠点地域基本構想の作成及び主務大臣への協議	第7条①	
2 振興拠点地域基本構想の作成に係る関係市町村への協議	第7条⑤	
3 主務大臣同意後の振興拠点地域基本構想の公表	第8条③	
4 振興拠点地域基本構想の変更及び主務大臣への協議	第10条①	
5 振興拠点地域基本構想の変更に係る関係市町村への協議	第10条②(第7条⑤を準用)	
6 振興拠点地域基本構想の変更に係る主務大臣同意後の同構想の公表	第10条②(第8条③を準用)	
7 振興拠点地域基本構想の実施	第11条①	
8 促進協議会の組織等	第12条①③⑤	
9 監視区域の指定	第20条	
【建築物の耐震改修の促進に関する法律】		
1 特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例	第13条①③	
【高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務】		
1 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	第5条①	
2 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請の受理	第6条①	
3 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の通知	第7条③④	
4 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否	第8条①	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
5 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否の通知	第8条②	
6 登録事業の登録事項等の変更の届出の受理	第9条①	
7 登録事業の変更の登録	第9条③	
8 登録簿の閲覧	第10条	
9 登録事業者の地位の承継の届出の受理	第11条③	
10 登録事業者の地位の承継の届出	第11条④	
11 登録事業の廃業等の届出の受理	第12条①②	
12 登録事業の登録の抹消	第13条①	
13 登録事業者等に対する報告、検査等	第24条①	
14 登録事業者に対する指示	第25条①②③	
15 登録事業の取消し	第26条①②並びに第27条①	
16 登録事業の取消しの通知	第26条③	
17 指定登録機関の指定	第28条①	
18 指定登録機関の指定の公示等	第31条①③	
19 指定登録機関の変更の届出の受理	第31条②	
20 指定登録機関の登録事務規程の認可	第33条①	
21 登録事務規程の変更の命令	第33条③	
22 指定登録機関に対する監督命令	第35条	
23 指定登録機関に対する報告、検査等	第36条①	
24 指定登録機関の登録事務の休廃止の許可	第37条①	
25 登録事務の休廃止の認可の公示	第37条②	
26 指定登録機関の指定の取消し等	第38条①②	
27 指定登録機関の指定の取消し等の公示	第38条③	
28 指定登録機関が登録事務を休止等したときの登録事務の実施	第39条①	
29 自ら登録事務を行う旨の公示	第39条②	
30 終身建物賃貸借の事業の認可（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第52条	●
31 終身建物賃貸借の事業認可申請書の受理（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第53条	
32 事業の認可の通知（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第55条	●
33 事業の変更の認可（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第56条①	●
34 事業の変更の認可の通知（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第56条②	
35 認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申し入れの承認（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第58条①	●
36 認可事業者に対する報告の徴収（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第66条	●
37 認可事業者の地位の承継の届出の受理（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第67条②	●
38 認可事業者の地位の承継の届出の受理承認（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第67条③	●
39 認可事業者に対する改善命令（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第68条	●
40 事業の認可の取消し（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第69条①	●
41 事業の認可の取消しの通知（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第69条②	
42 事業の廃止の届出の受理（機構、都道府県、指定都市又は中核市が終身賃貸事業者である場合を除く。）	第70条①	●
【景観法】		
1 景観計画の策定	第8条①	●
2 景観計画策定に当たっての公聴会の開催等	第9条①	●
3 景観計画策定にあたっての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	第9条②	●
4 景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	第9条④	●
5 景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	第9条⑤	●
6 景観計画策定時の公示及び縦覧	第9条⑥	●
7 景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	第9条⑦	●
8 特定公共施設の管理者から、景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める旨の要請を受けること	第10条①	●
9 特定公共施設の管理者から、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する基準の変更の要請を受けること	第10条②	●
10 土地所有者等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	第11条①	●
11 NPO等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	第11条②	●
12 NPO等に準ずるもの法人を条例で定めること	第11条②	●



事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
13 11又は12の計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について判断し、必要に応じ景観計画の策定又は変更の案を策定すること	第12条	●
14 11又は12の計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について、都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出すること	第13条	●
15 11又は12の計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更を必要がない旨の通知	第14条①	●
16 15の通知をしようとする際の都道府県都市計画審議会又は市町村市議会の意見聴取	第14条②	●
17 景観協議会を組織すること	第15条①	●
18 景観計画区域内における建築物の新築等の行為についての届出の受理	第16条①	●
19 19の届出の方法等を条例で定めること	第16条①	●
20 景観計画区域内における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として届出が必要なものを条例で定めること	第16条①(4)	●
21 18の届出内容の変更の届出の受理	第16条②	●
22 18、21の届出をした者に対する設計の変更等の措置をとることの勧告	第16条③	●
23 国の機関等からの建築物の新築等の行為についての通知を受けること	第16条⑤	●
24 23に関し、国の機関等に協議を求めること	第16条⑥	●
25 18から24までの規定を適用しない行為を条例で定めること	第16条⑦(11)	●
26 景観計画区域内における一定の行為で形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対する措置命令	第17条①	●
27 26の対象となる行為を条例で定めること	第17条①	●
28 18又は21の届出について行為の着手に係る制限期間の延長	第17条④	●
29 26の処分に違反した者等に対する原状回復命令等	第17条⑤	●
30 29の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	第17条⑥	●
31 29の命令を受けた者に報告させ、又は職員を土地に立ち入らせ、実施状況を検査させ、景観に及ぼす影響を調査させること	第17条⑦	●
32 18又は21の届出について行為の着手に係る制限期間の延長	第18条②	●
33 景観重要建造物の指定	第19条①	●
34 33の際の所有者からの意見聴取	第19条②	●
35 建造物の所有者から景観重要建造物の指定の提案を受けること	第20条①	●
36 景観整備機構から景観重要建造物の指定の提案を受けること	第20条②	●
37 35、36に対する景観重要建造物の指定を必要がない旨の通知	第20条③	●
38 景観重要建造物の所有者(35、36の提案者を含む。)に対する景観重要建造物指定の通知	第21条①	●
39 景観重要建造物であることを表示する標識の設置	第21条②	●
40 景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	第21条②	●
41 景観重要建造物の増築等の行為の許可	第22条①	●
42 41の許可に条件を付けること	第22条③	●
43 国の機関等が行う景観重要建造物の増築等の行為について協議を受けること	第22条④	●
44 41の許可、42の条件に違反した者に対する原状回復等の命令	第23条①	●
45 44の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	第23条②	●
46 41の許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	第24条①	●
47 46の補償について損失を受けた者との協議	第24条②	●
48 47の協議が成立しない場合の裁決の申請	第24条③	●
49 景観重要建造物の管理の方法を条例で定めること	第25条②	●
50 景観重要建造物の所有者又は管理者に対する措置命令	第26条	●
51 景観重要建造物が国宝等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	第27条①	●
52 公益上の理由等による景観重要建造物の指定の解除	第27条②	●
53 51、52の場合における景観重要建造物の所有者への通知	第27条③(第21条①の準用)	●
54 景観重要樹木の指定	第28条①	●
55 54の際の所有者からの意見聴取	第28条②	●
56 樹木の所有者から景観重要樹木の指定の提案を受けること	第29条①	●
57 景観整備機構から景観重要樹木の指定の提案を受けること	第29条②	●
58 56、57に対する景観重要樹木の指定を必要がない旨の通知	第29条③	●
59 景観重要樹木の所有者(35、36の提案者を含む。)に対する景観重要樹木の通知	第30条①	●
60 景観重要建造物であることを表示する標識の設置	第30条②	●
61 景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	第30条②	●
62 景観重要樹木の伐採等の許可	第31条①	●
63 62の許可に条件を付けること	第31条②(第22条③の準用)	●
64 国の機関等が行う景観重要樹木の伐採等について協議を受けること	第31条②(第22条④の準用)	●
65 62の許可、63の条件に違反した者に対する原状回復等の命令	第32条①(第23条①の準用)	●
66 65の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	第32条①(第23条②の準用)	●
67 62の許可を受けることができないため損失を受けた者に対する補償	第32条②(第24条①の準用)	●
68 67の補償について損失を受けた者との協議	第32条②(第24条②の準用)	●

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
69 68の協議が成立しない場合の裁決の申請	第32条②(第24条③の準用)	●
70 景観重要樹木の管理の方法を条例で定めること	第33条②	●
71 景観重要樹木の所有者又は管理者に対する措置命令	第34条	●
72 景観重要樹木が特別史跡名勝天然記念物等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	第35条①	●
73 公益上の理由等による景観重要樹木の指定の解除	第35条②	●
74 72、73の場合における景観重要建造物の所有者への通知	第35条③(第30条①の準用)	●
75 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等との管理協定の締結	第36条①	●
76 景観整備機構が管理協定を締結する際の認可の申請を受けること	第36条③	●
77 75又は76の際の公告及び縦覧	第37条①	●
78 77の際の関係人からの意見書を受け取ること	第37条②	●
79 76に対する認可	第38条	●
80 75又は79の際の公告及び縦覧	第39条	●
81 景観整備機構が締結した管理協定を変更する際の認可の申請を受けること	第40条(第36条③の準用)	●
82 管理協定の変更又は78の際の公告及び縦覧	第40条(第37条①の準用)	●
83 82の際の関係人からの意見書を受け取ること	第40条(第37条②の準用)	●
84 81に対する認可	第40条(第38条の準用)	●
85 管理協定変更又は84の際の公告及び縦覧	第40条(第39条の準用)	●
86 緑地管理機構項が景観重要樹木について管理協定を締結する際の認可の申請を受けること	第42条③(第36条③の準用)	●
87 86の際の公告及び縦覧	第42条③(第37条①の準用)	●
88 87の際の関係人からの意見書を受け取ること	第42条③(第37条②の準用)	●
89 86に対する認可	第42条③(第38条の準用)	●
90 89の際の公告及び縦覧	第42条③(第39条の準用)	●
91 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出の受理	第43条	●
92 景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳の作成及び保管	第44条①	●
93 景観重要樹木又は景観重要樹木の所有者からの報告徴収	第45条	●
94 景観重要建造物の所有者又は景観重要樹木の所有者からの助言又は援助の求めに応じること	第46条	●
95 景観協定の認可の申請を受けること	第81条④	●
96 95の際の公告及び縦覧	第82条①	●
97 96の際の関係人からの意見書を受け取ること	第82条②	●
98 景観協定の認可	第83条①	●
99 98に際し、公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	第83条③	●
100 景観協定の変更の認可の申請を受けること	第84条①	●
101 100の際の公告及び縦覧	第84条②(第82条①の準用)	●
102 101の際の関係人からの意見書を受け取ること	第84条②(第82条②の準用)	●
103 景観協定の変更の認可	第84条②(第83条①の準用)	●
104 102に際し、公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	第84条②(第83条③の準用)	●
105 景観協定区域から除外された場合の当該土地の借地権を有していた者等からの届出の受理	第85条③	●
106 景観協定区域から除外された土地があることを知った場合の公告及び縦覧等	第86条④(第83条③の準用)	●
107 景観協定区域内の土地所有者からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	第87条①	●
108 景観協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	第87条②	●
109 107、108の意思表示があった場合の公告及び縦覧等	第87条③(第83条③の準用)	●
110 景観協定の廃止の認可	第88条①	●
111 110の際の公告及び縦覧	第88条②	●
112 一の所有者による景観協定の認可	第90条②	●
113 112に際し、公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	第90条③(第83条③)	●
114 景観整備機構の指定	第92条①	●
115 114により指定した景観整備機構の名称等の公示	第92条②	●
116 景観整備機構の名称等の変更等の届出の受理	第92条③	●
117 116の際の届出事項の公示	第92条④	●
118 景観整備機構に業務の報告をさせること	第95条①	●
119 景観整備機構に対する業務運営の改善等の措置命令	第95条②	●
120 119に違反した場合の指定の取消し	第95条③	●
121 120の際の指定取消しの公示	第95条④	●
<b>6. 文教行政に関する事務</b>		
<b>【文化財保護法】</b>		
1 重要文化財(一部)の現状変更等の許可	第43条	

事務内容 (法律・政令に基づく事務)	根拠条項等	本市移譲済条項
2 重要文化財の公開の許可及び取消し並びに停止命令	第53条①③④	
3 重要文化財の保存のための調査	第54条	
4 重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査	第55条	
5 文化財である埋蔵物の提出受理	第101条	
<b>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</b>		
1 県費負担教職員の研修	第45条	
2 教育委員会による保健所の協力の要請を受けること	第57条	
<b>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令】</b>		
1 教育委員会による保健所の協力の要請を受けること	第8条	
<b>7. その他の事務</b>		
<b>【公職選挙法施行令】</b>		
1 身体障害者福祉法第4条の身体障害者に対する書面での証明交付	59条の2 59条の3の2	●
<b>【日本国憲法の改正手続に関する法律施行令】</b>		
1 身体障害者福祉法第4条の身体障害者に対する書面での証明交付	第73条	●
2 身体障害者福祉法第4条の身体障害者に対する書面での証明交付	第75条①	●